

平成18年 6 月23日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	藤	田	洋 一	郎
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御	門	敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育 委 員	長	藤	家	恒	善
教 育	長	小 野	原	利	幸
庶 務 課 長 補 佐		光	武	な つ	み
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ	瀬	健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年 6 月23日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 議案の追加上程（市長の提案理由の説明） |
| 日程第 2 | 議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決） |
| | 議案第49号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決） |
| | 議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 3 | 議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定について |
| | 議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 4 | 議案第47号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 5 | 議案第44号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第 1 号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 6 | 請願第 3 号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 7 | 請願第 1 号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める」請願書（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 決議第 1 号 長崎本線が J R 九州の経営から分離されることに反対する決議（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 意見書案第3号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める」意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 意見書案第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 意見書案第5号 W T O 農業交渉に関する意見書（案）（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日、市長から議案3件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書その2の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成17年度にかかわる平成18年4月分及び平成18年度4月分の出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第48号から議案第50号までの3議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件3件でございます。

それでは、議案第48号から議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦について一括して申し上げます。

現委員、森田寛氏、杉谷保成氏及び木原清喬氏の任期が、いずれも平成18年8月31をもって満了いたしますが、森田氏、杉谷氏及び木原氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りをいたします。議案第48号から議案第50号までの3議案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号から議案第50号までの3議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第48号～議案第50号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第48号から議案第50号までの人権擁護委員候補者の推薦についての3議案を一括して審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第48号はこれに同意することに決しました。

次に、議案第49号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第49号はこれに同意することに決しました。

次に、議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第50号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

○助役（出村素明君）

それでは、ただいま人権擁護委員候補者として推薦することに同意をいただきました3氏について、私の方から紹介をさせていただきます。

向かって左の方から森田寛氏でございます。次に、杉谷保成氏でございます。同じく木原清喬氏でございます。

それでは、委員の方それぞれ一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○人権擁護委員（森田 寛君）

過去3年、人権擁護委員をさせていただきましたけれども、この間、ほかの委員さん方にいろいろ手助けを受けながら、一応任務を全うすることができました。今回また選んでいただきまして、今までより以上に、少しでもよくなるよう努力していきたいと思います。

本日はありがとうございました。（拍手）

○人権擁護委員（杉谷保成君）

失礼します。御推薦ありがとうございます。最近のいろんな情報機関、報道を聞きますと、地域社会とか、また、職場においても、また、家族の中においても、いろいろなトラブルが非常に最近はふえているというような感じを持ちます。やっぱりそのもとには人権関係が非常に関係をしているんじゃないかなろうかというふうに思います。今でこそ、これから人権意識の高揚、人権の大切さというものを強く叫んでいかなければならないと思っております。非常に微力ではございますけれども、これからも市民の方々の少しでも相談のお役に立てたらというふうに思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○人権擁護委員（木原清喬君）

七浦地区を主に担当いたします七浦6区の木原と申します。本日は再び御推薦いただきましてありがとうございました。

地域住民の人権擁護と人権思想の啓発、普及に努力することをお誓い申し上げます。どうか議員の皆様方の御指導よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

○助役（出村素明君）

以上、紹介を終わります。ありがとうございました。

日程第3 議案第33号～議案第34号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定について、及び議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定についての2議案を一括して審議に入ります。

6月16日の本会議において総務委員会に付託されました議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定について、及び議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定について、総務委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

各議案に対する委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

おはようございます。総務委員長の報告をいたします。

去る6月16日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定について、及び議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定については、去る6月21日、担当部課長並びに関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、担当課より、各議案について説明を受け、2議案を一括して質疑を行いました。質疑は特にありませんでした。質疑終結の後、一括して討論を行いました。1件の反対討論がありました。その後、採決の結果、議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定については、可否同数のため委員長採決により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定については、可否同数のため委員長採決により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

議案第33号及び議案第34号の2議案を一括して委員長の報告に対する質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ただいまの委員長報告に対して1点だけ質問したいと思いますが、私は、総括質疑があったときに、この問題については特にこの法案というのが、有事法制がバックにあることで、そして、つくられようとしているということで、もっと十分に有事法制の問題など基本的な問題の論議をする必要があるということを意見として申し上げましたし、そのことについて質問しました。

ただいま委員長の報告では、特別の論議がなかったようなんですね。発言がありましたが、私は総括質疑のときのその状況、また、いろんな質疑応答なんかがありましたが、そのときの問題を本当に正しく——正しくと言ったら申しわけありません、受けとめていただいているのなら、そういう問題について委員会の中でも十分に論議があつてしかりだと思いますが、例えば、委員の人からそういう発言がなかったにしても、委員長がそこを重要ととらえるならば、そのための論議をいかにしていくかという委員会の運営をやる必要があるかと思いますが、その点についてはお考えはなかったんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山口瑞枝委員長。

○総務委員長（山口瑞枝君）

ただいまの松尾議員に対してお答えをいたします。

本会議での質疑応答についての云々ということは、一個人の委員の皆さんの考え方だと思います。質疑に対して質疑を求めましたけれども、各委員の方から何もございませんでした。私は委員長としてそこまでするというようなことは考えておりません。執行部の説明がありましたので、それに対する説明をもとに委員の皆さんの質疑を受けたところであります。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

議案第33号及び議案第34号の2議案を一括して討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま審議されております第33号と第34号議案、委員長の報告は採択、委員会では採択だということですが、私はそれに対して反対の討論をしたいと思います。

2004年6月、国会において自民、民主、公明各党の賛成によって可決をされた有事関連7法のうち、自治体に直接関連する特定公共施設利用法と国民保護法が同じ年の9月に施行されました。国民保護法は、アメリカ軍、自衛隊が軍事活動を自由に行うため、国民保護の名で国民を統制、管理、動員するための法律です。ちなみに、特定公共施設利用法は、有事のときに民間空港、港湾、海、空域、道路、さらに電波のアメリカ軍や自衛隊による優先使用を保障した法律になっていることは、皆さんも既に御承知のとおりだと思います。

この国民保護法に基づいて、新たに国民保護協議会や武力攻撃事態などへの対処に関する対策本部などを設置するための二つの条例案が今回提案をされているわけです。

今回の議案は国が示した法的な義務に基づいて出されたものですが、出されたその奥には、戦争動員計画の有事関連7法について、特に武力攻撃事態法がどのようなものであるかを十分に知る必要があると思います。

1999年に制定された周辺事態法は、自治体や民間に協力要請はできても、強制動員やさらに罰金や懲役刑などの罰則はありませんでした。つまり、周辺事態法9条第1項は、自治体に協力を求めることができる。第2項は、民間は協力を依頼することができるとなっていたと思います。しかし、これはアメリカが戦争するとき、日本が戦争に参加協力を求めることが困難と見たアメリカが、アーミテージ報告を出してきたわけです。有事法制の制定を求めてきました。このアメリカの要求に全面的にこたえたのが2003年の有事3法と2004年の有事7法、3条約の成立です。

政府は2005年3月には、国民保護法に基づく国民保護法に関する基本指針を決定しましたが、その中で武力攻撃については、大きく四つに分類をしています。外国部隊の上陸侵攻、特殊部隊の攻撃、核生物、化学兵器を含む弾道ミサイルの攻撃、航空機攻撃の四つです。それぞれに対してどのように対処するかが示されています。

しかし、今、日本がどのように攻撃をされるかというのでしょうか。内閣官房自身、着上陸侵攻や航空攻撃の可能性は極めて低いと言っています。もちろん内閣官房はこの基本指針

を示したところです。この基本指針は、都道府県は当直など24時間、すぐに対応できるような体制を確保すること、これが義務づけられていますし、市町村などにも当直などの強化を求めています。その上に自衛隊との相互の情報、連絡体制の充実や共同での訓練の充実などが上げられているようです。常に自治体が自衛隊とともに戦時体制をとることが求められています。

鹿島市においてもたまにですが、早朝などに数多くの自衛隊員が迷彩服で行軍といいますか、歩行訓練をされている様子を見ることがあります。しかし、これからは市民も一緒にと強制されても何も言えなくなるおそれがあるわけです。その光景といたら、本当に異様なものと言いきりようがありません。このようなことが日常茶飯事にやられてくるようになりますと、それに異様さを感じなくなることを考えると恐ろしくなりますし、そのようなことをならしながら自治体ぐるみで戦争に参加していく体制をつくり出そうというのではないのでしょうか。

さらに住民の避難については、市長が関係する各指定公共機関に対し協力を要請することができるようになっていますが、いざ有事のとき、3万鹿島市民が安全に避難できるのでしょうか。風水害とは違って、いざ有事となれば、交通機関に働く職員なども避難をすることになるわけですが、避難誘導などはどこが責任を持ってやるのでしょうか。簡単にできるものではないと考えます。

国民保護法は、有事があった場合、国民の保護が定められておりますが、しかし、有事に備えるということで自治体を中心に戦争に協力する体制をつくることになっていくということです。そして、それには罰則規定まで設けられるということです。例えば、市役所や病院を初め、公共機関などの提供が要求されるなどして、それにこたえなければ罰金や懲役刑が明記されております。病院など一般の市民が使えなくなる心配もあります。

さらに恐ろしいのは、武力攻撃災害事態発生の可能性をあおり立てて、戦争協力のための思想訓練を日常化させていく、そこが一番の法のねらいではないのでしょうか。まさに侵略戦争を戦った戦前の政府のように、自治体に対し市民総動員の役割を負わせようとしています。戦争がいかにもむだで、悲惨なものであるかということは、戦後60年たった今になっても私たち日本人は忘れることができないし、そのことをしっかりと受けとめているのではないのでしょうか。

今、戦争できる日本にするために憲法9条を変えるなど、憲法改悪の動き、さらには黙って鉄砲が握れるような子供をつくるための教育基本法の改悪計画が着々と進められています。自治体は本来なら、市民の命と生活を守ることが一番大事な仕事ではないのでしょうか。戦前のような日本を決してつくってはいけません。しかし、今回の国民保護法は国民の人権までも否定していくものになるんです。絶対に許せるものではありません。この有事法制を基本につくられ提案されている今回の二つの条例案に私は反対をいたしますので、先ほどの委員

長報告には反対をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

7 番中村雄一郎です。私は、議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定、並びに議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

この総括質疑の中から何名かの議員さん方が質問してくれました。その方々が言われていたのが、今、松尾議員の反対討論にもございましたけれども、日本がどのような形で攻撃をされるのでしょうかというような発言があつていますが、現に今でも日本が標的ではないとしても、北朝鮮のミサイルの問題があります。また、テロ攻撃、あるいはそのほかの非常時に対して今回の条例というものは制定をする、あくまで市民の避難誘導を目的とした今回の条例であります。

確かに言われるように、戦争はやるべきものではありません。私もかねてから若い時分から非武装中立という論が一番理想的だと考えてまいりました。しかし、現実にはそのような形で非武装で、日本が日本国民を守れるのかどうか。そこを考えてきた中で、やはり備えはしなければいけないということで、そのために自衛隊も組織をされてきたわけです。平和憲法の中でうたわれております憲法9条、このことを遵守する中で、一部には見直し論も出ておりますけれども、それをベースとして今回の事態対処法、あるいは国民保護法に関しても議論がされてきて、これは国会の中で十分に議論をされて通過をしてきているわけです。その中で第35条に、市町村の国民の保護に関する計画、市町村長は都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を策定しなければならないというふうにあります。有事になったら、避難誘導は非常に難しいと指摘をされました。だからこそそういう計画を事前につくっておく必要があるんじゃないかと思います。やはり備えは憂いがないようにやるべきだという考え方のもとで、議案第33号並びに議案第34号には賛成の立場で賛成をいたします。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子です。議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定について、議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部の条例の制定について、私は反対の立場で討論をいたします。

国民保護法では、武力攻撃、核攻撃や緊急な事態を想定し、国民を安全な建物、地下道などへ避難させるとしています。現代の戦争を考えると、ボタン一つで終わってしまうのでは

ないでしょうか。ミサイル攻撃を受けたとき、鹿島市民をどこへどのような安全な場所に誘導するのでしょうか。地下施設も頑丈な施設ありません。イラク戦争でもわかるように、住民の命は奪われ、建物は破壊されました。安全は絶対確保できません。今年度中に保護計画を策定するとなっていますが、果たしてどういふことを想定して計画を立てられるのでしょうか。避難計画を立てて、どんなに避難訓練をしても、万が一戦争となって、想定外の攻撃に遭えば、何の意味もなし得ません。

今回、提案されたこの条例は、日本での有事を想定し、武力攻撃や緊急な事態がすぐにでも起こるような状況を既成事実化することをねらったものであり、報道の自由や私権の権限が制限があり、協力しないと、6カ月の懲役、300千円以下の罰金など非常に厳しい罰則もあり、戦前の国家総動員法だとも言われています。

P K OからP K F、そして、イラクやインド洋への自衛隊派兵などが拡大をしています。我が国は平和憲法で戦後60年間一人の戦死者も出していない数少ない国です。そんな中で憲法9条や教育基本法の改悪問題があり、将来に大きな不安があります。国民の安全と平和は政府の国際平和を目指す外交政策でこそ達成されるはずです。国民が願っているのは、このような状態や法制化ではなく、子供たちへの安全、身近な自然災害への万全の対策でしょう。戦争への備えは周辺国との間に軍事緊張を招くことを忘れてはなりません。備えが憂いを誘発するのです。

まず、自治体としては、政府に対して戦争を起こすなという要求をすべきです。戦争が起きないようにすることに努力すべきです。自治体、市民が有事体制に引き込まれていく、日本は曲がってはならない歴史の曲がり角をとうとう曲がってしまったとも言われています。戦争のためには何一つ力をかさない、戦争のためには私の力はかさない、そういう決意を込め、反対討論をいたします。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第33号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第34号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第47号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議についての審議に入ります。

6月20日の本会議において文教厚生委員会に付託されました議案第47号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について、文教厚生委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長森田峰敏君。

○文教厚生委員長（森田峰敏君）

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

去る6月20日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第47号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議については、去る6月21日、担当部課長並びに関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

議案内容については、本会議で説明があつておりましたので、説明は省略し、追加の資料に基づいて障害者自立支援法の概要と審査の流れについて説明があり、直ちに質疑を行いました。質疑終了後採決を行いました。採決の結果、議案第47号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上をもちまして文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5．議案第44号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第44号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

別冊の平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）をごらんください。

補正の概要でございますが、今年度当初予算につきましては、市長の改選時期の関係から、いわゆる骨格予算での編成といたしておりまして、今回、当初予算で給付をしておりました事業を中心に、緊急を要するもの、補助事業などの事業決定に伴うものにつきまして、肉づけいたしております。

また、乳幼児医療費助成制度の拡充などの子育て支援対策や産業基盤の強化対策など、新規市長の新たな施策の追加拡充につきましても、補正計上をいたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ783,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,809,834千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから6ページまでの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条 地方債の追加、変更は、7ページの第2表 地方債補正のとおりでございます。

2ページから6ページまでの説明は省略いたします。

7ページをごらんください。

第2表 地方債補正でございますが、追加分といたしまして7事業、113,200千円を計上いたしております。また、変更分として2事業で30,100千円を増額いたしておりまして、これらは災害復旧事業を除き、いずれも歳出予算の肉づけに伴う追加、変更となっております。

災害復旧事業につきましては、4月10日と11日に発生した集中豪雨災害の復旧経費の計上に伴うものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算説明書に基づき御説明を申し上げます。8ページから10ページまでの説明は省略いたします。11ページをごらんください。

歳入でございますが、1目．地方交付税の普通交付税については、当初予算編成段階では

最終見込み額を3,325,000千円程度と見込み、456,000千円を補正財源として留保しております。今回、このうちの380,000千円を6月での肉づけの財源といたしております。

なお、残額につきましては、7月での普通交付税の決定状況を織り込みながら、9月で予定しております県営事業負担金なり、扶助費の追加見込み額などの補正財源といたすものでございます。

12ページの2目．土木費分担金は、急傾斜地崩壊防止事業の受益者分担金で、3目．災害復旧費分担金は4月に発生いたしました集中豪雨災害の復旧事業の受益者分担金の計上でございます。

13ページをごらんください。

1目．民生費負担金は、夏休み期間中に明倫小学校で臨時開設します学童保育事業の保護者負担金の計上でございます。

14ページの1目．総務使用料は、乙丸住宅の目的外使用料の計上でございます。

15ページをごらんください。

1目．民生費国庫補助金は、説明欄の補助事業費の決定による増額で、3目．土木費国庫補助金は、道整備交付金事業などの肉づけに伴う増額でございます。4目．教育費国庫補助金は、浜地区の国の重要伝統的建造物群保存地区選定に伴う補助金の計上でございます。

16ページの1目．総務費県補助金から6目．土木費県補助金までにつきましては、説明欄の各種事業の肉づけに伴う増額でございます。

7目．教育費県補助金は、教育費国庫補助金のところで申し上げましたように、浜宿の重伝建選定に伴う追加計上でございます。

また、8目．災害復旧事業費県補助金につきましては、4月の集中豪雨による農地や農業用施設の復旧費の計上による増額でございます。

17ページをごらんください。

3目．農林水産業費委託金は、説明欄の受託事業費の決定による増額でございます。

18ページの4目．災害復旧費寄附金は、災害復旧事業の実施に伴う土地改良連合会賦課金の計上でございます。

19ページをごらんください。

1目．基金繰入金のうち、ふるさと創生基金繰入金と地域福祉基金繰入金は、肉づけ予算の計上に伴う増額でございます。公共施設建設基金繰入金につきましては、西部中学校校舎と市民体育館で雨漏り防水工事を緊急に実施する必要性が生じたため、平成17年度で積み増しいたしました135,000千円の一部をその実施財源として繰り入れております。

20ページの2目．民生費受託事業収入は、地域包括支援センターで実施する特定高齢者と一般高齢者を対象とした各種事業に対する介護保険からの受託収入の増額でございます。

21ページをごらんください。

6 目．雑入でございますが、1 節．消防団員退職報償金受入金は、消防団の退職者が見込みを上回ったことから増額し、4 節．雑入では、宝くじ収益金からの助成金を追加いたしております。

22ページの20款．市債につきましては、7 ページ第2 表 地方債補正で御説明いたしたように、予算の肉づけ及び災害の発生に伴う増額、あるいは追加でございます。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

23ページをごらんください。

1 目．一般管理費は、庁用車の更新に要する経費と市庁舎用の自動体外式除細動器、いわゆるA E Dの購入経費の計上でございます。A E Dにつきましては、このほか小・中学校など他の公共施設にも設置することといたしておりまして、全体で14台の4,900千円を計上いたしております。

4 目．財産管理費は、普通財産の管理経費の増額でございます。

6 目．庁舎管理費は、庁舎の電源制御器の改修経費の計上でございます。

7 目．企画費につきましては、9 節．旅費と11節．需用費で、J R長崎本線存続運動経費を増額し、19節．負担金補助及び交付金では、廃止路線代替バス運行費補助金等を追加計上いたしております。

11目．地域振興費では、ふるさとづくり交付金事業を肉づけするとともに、宝くじ益金からの助成を受けて浮立太鼓の購入を実施するコミュニティ助成事業交付金を追加計上いたしております。

24ページの1 目．社会福祉総務費では、障害者自立支援法制定に伴い、障害者支援対策事業の事務量が急増したため事務補助賃金を増額し、2 目．障害者福祉費では、自立支援法受給者システム導入経費を増額いたしております。

また、3 目．障害者支援費でも、法律の制定に伴い、障害者自立支援審査会を杵藤広域圏内の3 市4 町による共同設置で行うための運営負担金などを追加いたしております。

25ページをごらんください。

1 目．高齢者福祉総務費では、13節．委託料で包括支援センター運営委託料を19節から組み替えるほか、介護予防事業と健康と生きがいづくり事業を肉づけにより増額、あるいは追加計上いたしております。また、寄附金活用事業により、15節．工事請負費でデイサービスセンター干潟ヶ丘の増改築事業費を、19節．負担金補助及び交付金で宅老所開設支援補助金及び福祉車両購入補助金を計上いたしております。そのほか敬老の日行事交付金を肉づけにより追加いたしております。

26ページの1 目．児童福祉総務費は、夏休み期間中、学童保育事業として明倫小学校に臨時開設する経費の計上でございます。

4 目．母子福祉費は、19節．負担金補助及び交付金で、補助該当者の発生により、母子家

庭高等技能訓練促進助成金を新規計上いたしております。また、20節．扶助費では、子育て支援の充実対策として、乳幼児医療費の助成制度を拡充いたしております。新規市長の市政運営指針の大きな柱の一つであります定住化促進の一環として行うもので、小学校入学前まで対象を広げ、その2分の1を補助することといたしております。

27ページをごらんください。

8目．簡易水道費では、大宮田尾簡易水道組合と山下小規模水道組合への設備改修補助金を追加計上いたしております。

28ページの3目．農政事業費につきましては、中山間地域等直接支払交付金を肉づけにより増額するほか、関係団体と連携して後継者育成農業振興活性化の機運を高める農業振興大会開催補助金を計上いたしております。

4目．農業振興費では、水田農業経営確立対策事業経費を組み替えるほか、19節．負担金補助及び交付金で新たな米政策対策事業として、北鹿島カントリー施設の整備補助金を新規計上いたしております。

5目．園芸振興費では、魅力あるさが園芸農業確立対策事業としてミカン、トマト、イチゴなどの施設園芸の栽培施設建設補助金を例年より増額しながら肉づけいたしております。

6目．畜産業費は、堆肥舎や牛舎の建設補助を行うさが畜産自給力強化対策事業の追加計上でございます。

7目．農地整備費では、広域農道整備事業推進事務費を増額するとともに、次のページの19節．負担金補助及び交付金で圃場整備事業の償還助成金を肉づけにより増額いたしております。

29ページの8目．土地改良事業費では、有明海岸水門の操作委託料を増額するほか、16節．原材料費で農道舗装、用排水の整備事業費を、19節．負担金補助及び交付金で排水対策特別事業償還助成金を肉づけにより増額いたしております。

31ページをごらんください。

1目．林業振興費につきましては、海の森整備事業を肉づけにより追加するとともに、19節．負担金補助及び交付金の説明欄の各事業補助金につきましても、これも肉づけにより追加計上いたしております。

32ページの2目．漁港管理費は、漁港補修用原材料費の増額でございます。

33ページをごらんください。

2目．商工業振興費では、足腰の強い地域産業の創設を目指し、佐賀大学との官学連携によるコミュニティビジネス育成事業経費を新規計上するほか、19節．負担金補助及び交付金で、中心市街地活性化法に対応した基本計画の策定経費を計上いたしております。また、同じく19節では企業誘致助成措置事業及びまちづくり活動支援事業補助金をそれぞれ増額、あるいは追加いたしております。

3目．観光費でございますが、11節．需用費で観光案内地図と道の駅のパンフレット作成経費を、13節．委託料で桜の里づくり事業経費を、また、19節．負担金補助及び交付金では、伝承芸能フェスティバル事業交付金をそれぞれ肉づけいたしております。

34ページの8款2項．道路橋りょう費は、市道の維持補修経費、市道側溝整備費、辺地道路などの市道新設改良経費、ガードレール設置などの交通安全対策経費などの肉づけによる増額補正でございます。

35ページをごらんください。

1目．河川総務費は、急傾斜地崩壊防止事業の追加計上と、浜川改修に伴うとんとん橋のかけかえ工事の負担金の追加補正でございます。

3目．水資源対策費は、中木庭ダム完成記念の湖底まつり開催経費の計上と、辺地対策で実施します中木庭ダム周辺整備事業の設計費の計上でございます。

36ページの1目．都市計画総務費は、都市計画図の入札費の計上で、4目．都市公園費では、15節．工事請負費で北公園の管理棟の改修経費を追加するほか、最終事業年度となります蟻尾山公園整備事業費を用地費とあわせて追加計上いたしております。

5目．まちなみ活性化事業費でございますが、肥前浜宿が国の重要伝統的建造物群保存地区選定の答申を受けて、新たな段階を迎えておりますが、今年度のまちなみ環境整備事業につきましては、酒蔵通りの電柱移設事業を実施することといたしております。また、前年度に佐賀県遺産の指定を受けた君恩酒造の倉庫の修景補助金もあわせて計上いたしております。

37ページをごらんください。

1目．住宅管理費につきましては、市営住宅の維持営繕経費の増額でございます。

38ページの2目．非常備消防費は、消防団の退職者の増に伴う退職報償金の増額で、3目．消防施設費は、小型動力ポンプ積載車購入経費などの肉づけによる追加補正でございます。

4目．災害対策費は、国民保護協議会委員報酬の計上など国民保護対策関係経費の追加でございます。

39ページをごらんください。

1目．学校管理費につきましては、13節．委託料で耐震改修促進法の施行により、昭和56年6月以前の建築建物の耐震診断を実施する必要があるため、鹿島小学校の耐震診断委託料を追加するなどいたしております。また、15節．工事請負費では、浜小学校の放送設備改修費を、18節．備品購入費では、一般管理費のところで説明しておりましたが、AED9台の購入経費を計上いたしております。

40ページの3項．中学校費の1目．学校管理費につきましても、13節．委託料で小学校費と同様の理由で東部中学校の耐震診断委託料を追加するほか、15節．工事請負費では、4月

の大雨により雨漏りが発生した西部中学校校舎の屋上防水工事を追加計上いたしております。

また、18節．備品購入費も小学校費と同様、A E D 2 台の購入経費の計上でございます。

41ページをごらんください。

2 目．公民館費では、11節．需用費で浜公民館の修理費を計上するほか、19節．負担金補助及び交付金で西牟田地区公民館の改修補助金を追加いたしております。

3 目．生涯学習推進費は、7 月開校の市民立楽修大学の運営委託料の追加で、4 目．図書館費は、図書資料の充実に要する経費の追加でございます。

6 目．文化財保護対策費につきましては、伝統的建造物群保存地区対策事業経費の補正でございまして、まちなみ活性化事業費のところでも述べたとおり、肥前浜宿の重伝建地区選定を受け、住民周知用ガイドラインの作成や街なみ案内板の設置工事費などを追加計上いたしております。

7 目．生涯学習センター管理費は、A E D 1 台の追加補正でございます。

42ページの2 目．体育施設管理費は、市民体育館の雨漏り防止工事費と陸上競技場用のA E D の購入経費の補正でございます。

43ページをごらんください。

1 項．農林水産業施設災害復旧費につきましては、4 月に発生した集中豪雨による農業用施設3カ所、農地1カ所の災害復旧経費でございます。

44ページの1 目．公営企業費につきましては、総務省から毎年通知されます地方公営企業繰出金基準に基づく水道事業会計への負担金、あるいは投資及び出資金の計上でございます。

45ページをごらんください。

14款．予備費につきましては、歳入歳出の調整を行い、750千円を減額し、補正後の金額を29,250千円といたしております。

46ページの給与費明細書、47ページの地方債に関する調書につきましては、説明を省略いたします。

また、別冊の資料で平成18年度一般会計補正予算（第1号）予算参考資料を提出いたしております。この資料の11ページから20ページまでに、今回の肉づけ事業の概要説明をいたしております。また、21ページ以降には、6 月補正後の投資的事業の内訳書を掲げております。説明は省略いたしますが、参考にさせていただきたいと思います。

以上で平成18年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

5 番の橋爪でございます。2 点だけお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、35ページに中木庭ダムの湖底まつり、周辺整備の設計委託料載っておりますが、中木庭ダムも昨年の12月20日にコンクリートの打設が終わりまして、現在今、周辺整備に努力をしていただいておりますが、非常に感謝をしておりますのでございます。

なおまた、ことしの秋ぐらいからは試験的に試験湛水もされると、こういうことを聞いておりまして、ここに湖底まつりが計画をされておりますが、この時期とか、内容についてはどのように計画をされておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

橋爪議員の御質問にお答えいたします。

まず、湖底まつりの概要等はどうかということでございますけれども、現在、湖底まつりを実施するに当たりまして、試験湛水をいつから始めるか、そういうところで県との協議をしておりますのでございまして、このことがはっきり決まらないと、湖底まつりの実施時期についても未定ということでございます、今のところ、具体的にこういうことをやるというような内容は決まっておりません。ただ、能古見地区の振興会の方からも、やるなら一緒にという、振興会のふるさと祭りですか、そういったものを絡めて一緒にやりたいというような要望はいただいておりますのでございます。

以上です。

追加して御説明いたしますと、その試験湛水の実施時期につきましては、漁協の方と現在慎重に、県と市と、それから漁協と一体になって調整をしているというところでございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

湖底まつり等については、ひとつよろしくお願い申し上げます。

次は2点目に、28ページにただいま説明がありました農業振興大会開催助成金が載っております、この大会をやるということで説明をいただきましたが、私はこれは非常に意義があるものじゃなかろうかと思っております。今まではほとんどの団体が振興大会開催されるときには、市は来賓で行って、祝辞を述べるのがほとんどじゃなかったかと思いますが、今回は市が主催、あるいはまた団体と共催をして開催されるということは、非常に私は意義あると思います。そういうことで、この時期なり、内容等について、どのように計画をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

農業振興大会の開催時期、それから、内容ということについてのお尋ねでございますので、お答えをいたします。

開催時期につきましては、11月の上旬ということで考えております。

それから、内容でございますが、これから企画、それから、内容の詰めはすることになりますけれども、実は鹿島の方から御提案を申し上げまして、普及センターが事務局であります藤津農業振興連絡協議会という協議会組織がございます。その構成の中には各市町の農業関係の行政と、それから、農業委員会が入っております。そういうふうな組織の中に御提案申し上げまして、鹿島、藤津で現在一番課題となっております平たん部におけるところの新しい19年度からの経営安定対策への対応、それから、中山間地域におきましても、ミカンを初めとする産物の所得の低下というところで、こういった平たん部、それから、中山間入れたところで、優良事例等も発表しながら、お互いにこれからの親交を確認し合い、具体的な取り組みを行おうという内容で、範囲を藤津、鹿島でやろう。開催場所につきましては、相当な規模になる予定でございますので、鹿島の市民会館の方でやろうというところで計画をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

今は農業も非常に落ち込んでおりますので、その点よろしく、形式だけに終わらんようにひとつ実のあるものにしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それで、次にこれに関連をいたしますが、18年度の補正予算の参考資料の5ページをちょっと見ていただきたいと思います。ここに17年度予算の当初予算、そして、左の方に肉づけ予算ということで、6月補正後ということでここに載っておりますが、私が3月議会で桑原市政の4期16年の成果ということでお尋ねをした中で、その中の農業分野でお尋ねをした中で、答弁を見てみますと、1期4年では、農林水産業費は、4カ年で平均しますと、12.87%の予算を組んだと、2期目は14.4%組んだと、3期目は10.6%、4期目は、16年までですね、17年度はまだ途中でございましたので、16年度の3カ年で10.6%の予算を組んで、県内ではトップであったと、こういう説明をされまして、非常に私も感謝をしておるわけですが、その当時は非常に農業もよかったということもありますし、ここ一、二年、農業のよさ、この前の一般質問のときでも答弁をされておりましたが、農業の収益もほとんど減ってきている中でございまして、特に17年度は農産物の販売高も非常に減ったと、そういう中でこの18年度予算も計上、ここに組んでありますが、一応、この前の3月は骨格予算ということで、あと820,000千円ぐらいは今後ふえるだろうと、こういう答弁をさせていただいておっ

たわけですね。それをきょうここでそういうことを言ってもらっておりました。

それから、市長が初日の演告でも、今後は鹿島は基本政策として第4次総合計画の見直しをした中で、定住促進、あるいは交流人口の活用をまちづくりのキーワードとして位置づけしていくと、このためにはやはり特に足腰の強い産業をつくることが先決で、そういう方向に向かって、特に農林水産業、商工業の足腰の強い産業振興に施策を持っていくと、こういうことであつたわけですが、この予算を見ておきますと、ずっと議会費から載っておりますが、農林水産業費以外は前年と比べてほとんどあんまり変わらんようですね。前年と比べて、17年度と比べて変わりません。しかし、この農林水産業はこういうふうに一生懸命やろうと言いながら、昨年は8.8%あつたのがことしはまだ6%しか計上していないと。そういうことで、その減の理由をお尋ねしたいと思いますし、また、今後、9月、あるいは12月で補正をされるのかですね、その辺もお伺いをしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

お答えをいたしますが、先ほどパーセンテージを申し上げましたのは、また、この表に載っておりますパーセンテージは、第1次産業、いわゆる農林水産業ということでとらえていただきたいと思います。

まず、1期目から4期目までの推移申し上げましたが、これは説明すれば御理解いただけると思いますが、まず、基盤整備が佳境にあるときと、これが大体終わってしまったですね。これは大きいんです。それから、排水機場ですね、いわゆるポンプ場、湛水防除です、農林の場合はですね。こういうものに対する非常に大きな投資があつた。これも完成をしたと。それからもう一つは、第1次産業でいいますと、ノリの協業化、これもかなりのピッチで今までやってまいりました。そういうことが今一段落をした段階と、こういうことで、大体16年前からの推移というのは、大まかなところでまず御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、前年度と今年度の問題であります。農林水産業費が前年度は6月段階で967,000千円、今年度が647,000千円、こういうことでありますね。つまり、3億円ちょっと昨年より低いじゃないかと、こういうことが直接的な今の御質問だと思います。（発言する者あり）いやいや、それで、結局、まず去年とことしのこの6月補正後の比較で具体的に言いますと、ノリの協業化、これが195,000千円、これがことしはありません。それから、アスパラガスの選果機、これが60,000千円、これも終了を昨年しております。それから、中山間地の直接支払い、これが34,000千円ですか。飯田漁港もこれ終了しましたので、10,000千円、それから、県営の地域水田農業、これは北鹿島地区の排水事業ですね、排水対策事業、これは例年、先ほどちょっと財政課長が言いましたように、県営事業については9月に補正

すると言いましたね。ところが、昨年はこの北鹿島の排水対策事業は新規でしたので、当初から予算計上しております。そういう関係で9月の段階にならないと、このあたりの比較ができないと、こういうことになります。

一方、9月の段階での私たちが予測しております数字をちょっと申し上げます。9月の農林水産業費は、補正の見込み含めまして806,000千円です。これが全体事業費の7.2%になります。一方、昨年度が9月の段階で1,430,000千円ですね。これが9.1%になります。そして、都合差し引き237,000千円昨年より絶対金額は低いということになります。つまり、パーセンテージで言いますと、昨年より9月補正後には22.7%依然として低いと、こういうことになります。

ただ、先ほど言いましたように、この237,000千円といいますのは、ノリ協業化が終わった、ことしありませんということと、アスパラガスの選果機、これが60,000千円、都合260,000千円、これがことしはないんです。このことが下がった原因ということになります。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいまの260,000千円のアスパラの機械の問題、あるいはノリの問題で260,000千円下がったということの説明いただきましたが、これはわかったわけですが、そういうことで、一応ある程度のものは終わったわけですが、新しくまた何かするのは、何か新しく取り組むというのはないのかですね、それをお伺いしておきたいと思いますし、もう一度、ここに減ったから農林水産業費減ったということじゃなくて、ほかのとのバランス、ほかのとはほとんど減っとらんですね。その辺ももう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

1年で、あるいは2年で、3年で、3カ年でやるハード事業、これは終われば、やるときはほかのとに突出してつけますね。終われば低くなると、こういうバランスで、そういう中期的にちょっと見ていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

最後になりますけれども、3月議会から私も質問をいたしましたし、また、先般も一般質問でもあったわけですが、中山間地の総合整備事業等も今後9月、あるいは12月ということで補正が組まれるように、そうしますと、またこれ上がってくるわけですから、その点をぜひ努力していただくようお願いをいたしまして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

中山間地総合整備事業については、農林事務所、あるいは本庁とも直接、それから土井県議を通じて今交渉しておるんです。当初から6月補正というのはないわけですね、御存じのように。今回、鹿島市議会は骨格予算でしたので、こういうふうに一般的な事業も補正をやっておりますが、通常、当初から上げないものをいきなり6月にということになりませんので、当初から9月と、ねらいは9月ということに定めておりまして、それをめどに今、土井県議さんの力をかりながら県とも折衝をしていると、こういう段階であります。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

14番青木でございます。先ほどの橋爪議員の質問とちょっと重複するところもあるかもわかりませんが、産建委員会で3月の中旬、3月23日、いわゆる選挙前でございますけれども、県営中山間地総合整備事業を現地視察いたしました。もうかなり事前着工でいろいろ県と話し合っていて、こういうふうになっているということで、もう道路の残土をかなり集めてありますし、それと、ミカンの苗を植えてあって、それがかなり大きくなり過ぎて困るというふうな話も聞いておりまして、県が9月に肉づけされるのかどうか、それに期待をしておりますけれども、その席、市長も現場を見られて、そして、これは鹿島市も何とかせんばというふうなお話をして、頼りにしておられるようでございますが、鹿島市としてはどういうふうな、県に頼む以外はないのか、それとも、独自に何か救済策をされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

この件に関しましては、非常に我々も何といいますか、非常に早期に決着ができればなというのがもうしんから思っておることでございます。今までずっと答弁をしてきました、当然我々ができることといたら、間もなく市長も出ていきますけれども、そういうふうにして直接的に願います、それしかないわけですし、それから、土井県議さん、それから、農林事務所の所長さん、この辺は非常に理解はいただいておりますけれども、最終決定していただくのは知事さんでございますから、その辺がどうなるのか。我々としては、さっきちょっとお触れになったですけど、既に土あたりを準備しているところ、そういったところが今後の雨季で流れていったら、非常に困ったりするわけですし、そういった現状も時を見て訴えていながら、とにかく早期にそういうお願いをいたしたいというふうなお願いをして

いると、そういうような状況でございます。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

この事業はやっぱり国、県で土地改良事業で85%の補助率で、地元負担が9%、市が6%という、非常に有利な事業でございまして、地元の人はこれがもし途中でもうできんごとなつぎ、地元負担をふやしてでもやらんまらんかなという心配をしておられるわけでございます。しかし、実際、この農業不況、そして後継者不足のときに、そこまで金出してやるという人は本当に少なくなるというふうな懸念を抱いているわけでございますけれども、特に生活用水、それから、先ほど申し上げましたように、苗木が一日一日に大きくなり過ぎていると、そういう問題に対して市として応急措置的に何か対策を考えておられるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

苗木の問題に限ってちょっとお答えをいたしますけど、確かに準備をされておったんです。当初から採択の予定ですね。今のところ、その苗木が枯れかかっているとか、非常に困っているとかというお話まではまだいただいておりませんので、これはもう一回我々もその状況は確認をさせていただきたいと思います。そして、やはりいろんな問題が生じてきているという事態がわかりましたら、その対応はまた協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

ぜひ現地を見て、そして、対策を講じていただきたいと。そして、先ほども市長は9月議会には何かつきそうな感じの発言をされましたけれども、その辺は市長みずから県に出向いて積極的にトップ外交をやらんと、そんなに簡単にいかんと思うんですよ。その辺は県と連携をとって、ぜひ地元の農家の苦悩を和らげるような政策をとっていただきたいと思います。

次に、これは私、確認ですけれども、36ページの都市公園、蟻尾山公園整備事業に33,098千円、これは土地購入費でしょうか。ちょっとお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

お答えいたします。

蟻尾山公園の用地費でございまして、公園内にまだ未買収地がございます。その分の買収をする用地費でございます。（343ページで訂正）

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

今度、高校の総体が開かれる予定ですね。それで、市民の皆さんからは立派な蟻尾山公園ができたのに、あの入り口が何とかならんかという苦情をもう常々受けます。それで、この予算を見ながら、多分あそこじゃろうと言っていたわけですけども、そうではないということですが、吹上の公民館の横、あそこの入り口の道路はいつごろできる予定なのか、お示しをお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

蟻尾山公園の道路、進入路につきましては、約3カ所程度でございます。ただいま申されておりますところがなかなか買収が進まないということでございますけど、今回、解決するためにはいろいろな諸問題もございますので、それをクリアしながら現在取り組んでいるところでございまして、まだ、合意には至っておりませんが、合意ができるように鋭意努力をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

あそこの問題もできる前からの問題でありまして、もうかなり時間がたつわけで、いろいろな困難があるということは薄々聞いております。しかし、この時代にいつまでも入り口がああいうふうな狭くて、バスの入らんというふうな状況では、鹿島市は何しよっとかいというふうな不評を聞きますので、せめて2年なり、3年なり、年限を決めてできるように努力をする気持ちがあるのかどうか、お願いします。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

ただいま御指摘のように、数年前からいろいろな交渉を続けてまいりまして、なかなか合意に至らないということでございますので、今後も鋭意努力をして続けてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

今、行政は、できるだけじゃなくて、何年までにどのくらいという、ある程度の目安を示していないと、もうずるずるずるずるなるわけですね。困難ということはよく知っております。しかし、それだけの気合いを入れてやらず、なかなかできんわけですよ。そいけん、ぜひこれは要望しておきますけれども、早期に、少なくとも2年ぐらいのうちにぜひ完成していただくようお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。3番福井正君。

○3番（福井 正君）

3番福井です。商工費についてお尋ねいたします。

参考資料の16ページに中心市街地活性化事業費として170千円計上されておりますけれども、これが具体的な内容がわかりましたら、お願いいたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の質問にお答えをいたします。

中心市街地活性化事業の170千円の内訳でございます。これは新しい基本計画、これを策定するための費用の一部でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

済みません。今、余りよく聞こえませんでしたけど、協議会を立ち上げるということですか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

済みません。新基本計画を策定する費用の一部でございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

そしたら、私も3月と6月、今月の議会でまちづくり三法に関して、中心市街地活性化協議会について質問いたしましたけれども、このことについてはこれは関係ないということですか、確認です。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

御質問の予算170千円は、今度新たに立ち上げる協議会を進めていくための経費ということです。具体的には、もうちょっと突っ込んで言いますけれども、アドバイザーを1人ちょっとお願いしたいのと、この方はかなり専門の方がいらっしゃいますので、その方に関する経費と思っていただいて結構です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

アドバイザーということですが、170千円ぐらいで引き受けていただける方でしょうか。

そしたら、次に移りますけれども、同じページの観光客誘致事業というのがございます。これに3,182千円という数字ございますけれども、これは観光パンフレット作成と伝承芸能フェスティバル開催と桜の里づくりというふうに書いてございますけれども、それぞれの内訳が、これはわかりますか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

3,182千円の内訳でございますけれども、申し上げます。これパンフレット作成の方が観光地図の作成と道の駅のパンフレットがございまして、これが1,093千円、それから、桜の植樹の委託料が290千円、それから、伝承芸能フェスティバルの交付金が1,799千円でございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

観光パンフレット、新しいものをつくれるということだろうと思いますけれども、地図の入った観光パンフレットということですか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

観光案内地図でございますけれども、これは鹿島市内の地図、それと観光のコース、これを一応印刷したものでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

観光コースということで、内容は今からつくられるということでしょうけれども、中心市街地の中で話をしていますのは、いわゆる中心市街地というのは観光地じゃございませんけれども、やはり今、発酵という形で実は中心市街地の事業を進めておりまして、ここもやはり一つの観光地にしたいなという希望があります。ですから、こういう中心市街地を観光地に入らないのかもわかりませんが、そういうところの考慮をぜひお願いしたいなと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

今回の観光案内図の地図でございますけれども、基本的には増刷ということでいたしております。先ほど議員が言われますように、中心市街地の件でございますけれども、今後、ほかの地図とか、いろんな資料をつくる際にそういうことを考慮しながら作成していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

では、観光パンフレットについては最後ですけれども、パンフレット、例えば、私たちは観光協会なりに行けば手に入れることができますけれども、じゃ、これは何のためにするかというと、観光客の方に来ていただくためでございますよね。ですから、これをどこにどういうふうにして配布をしていくかということが非常に大事なことはないかなと思います。

3月議会でも私質問いたしましたけれども、鹿島市内の観光地たくさんございます。ですから、各地の観光地に置いていただいて、できたらそこにいらっしゃる方たちにお客さんに手渡ししていただいて、ほかの観光地も紹介もしていただきたいなという趣旨の質問いたしましたけれども、その配布の方法についてお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

観光パンフレットでございますけれども、今現在は道の駅とか、観光案内所、それから、市内のいろいろなところに置いております。ただ、いろんなことで市民の方が言われますのは、やはりもっといっぱい、例えば、お店とか、そういうところにも置いてほしいというような要望もあっておりますので、今後とも置かれるところがございましたら、そこをお願いをして、観光客の方にいっぱい配布できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

では、次の質問に行きますけれども、これは企業誘致対策のプロジェクトチームの予算が500千円ついておりますけれども、企業誘致といいましても、なかなか簡単にいかないというのはどこの自治体も一緒だと思いますけれども、まだ具体的な施策はないのかわかりませんが、大体どういうことを考えていらっしゃるのか、御説明をお願いします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

企業誘致の件についてお答えをいたします。

これは既設予算で当初から500千円ついていた分でございます。今回、プロジェクトチーム等の予定をいたしておりますけれども、基本的にはいろんな、例えば、県の工業界なりの情報とか、それから、いろんな集会に行きまして企業の情報収集をするということ、それから、一つは鹿島管内の、鹿島の高校あたり、就職状況等を情報として入手していきたいというふうに思っておりますし、今度、企業特区のパンフレットもつくる予定でございますから、そういうものをPRしながら誘致企業を何とかということで進めていきたいということ思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

今、企業誘致に関して、県の御協力をもらうとかなんとかいろんなことありましたけれども、現実には言いますと、ある企業に直接行ってお話をするというようなことも必要なんじゃないかなと思うんですね。ですから、500千円でそこまでできるのかどうかというのは、私もわかりませんが、やはり待っていても来ないんじゃないかな。こちらから積極的に

出かけていって誘致をお願いせんといかんのじゃないかなと思いますけど、そこら辺についてどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

いわゆる誘致に取り組む方法はいろいろあります。当然、上京してそこで佐賀県一体したセミナーを開いて、そこでPRをやるという。しかし、それが終わったら、東京事務所さんあたりの紹介で、企業、ここはひょっとしたらというところは回ってきていました、今までも、ずうっとですね。ただ、今の経済状況がこういったところで少し何というか、そういう状況でございますから、また、おっしゃるようにそういった機会のたびに紹介企業があったら回ると、これはもう当然おっしゃるとおりしていきたいと思います。

それから、この前は県の佐賀市の方にもひとつこの企業はというところがあったもんですから、福岡課長と2人で行ったりして、そこはもう議員さん方からの情報もいっぱいいただければ、すぐ我々は飛んでいきたいというふうな、そういった心構えでございますから、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

それじゃ、最後の質問でございますけれども、企業誘致に関して今日本の企業の動きがどうなっているかという、中国から日本にまた戻ろうとしている動きがありますよね。これは自分たちが持っている独自の技術を大事にしたいということと、日本人が持っている技術力、これを使ってやはり日本で製造した方が、コストは少々高くてもいいものができるという状態があるということらしいですね。ですから、こういうところに目をつけていただいて、例えば、中国に進出している企業であっても、もうできたら日本に戻ってきて、日本で、鹿島で工場をつくりませんか、と、大量の水もありますし、人材もおりますので、ぜひそういうことまで働きかけをお願いいたしまして、最後の質問にいたします。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

先ほど青木議員の御質問に対して、私ちょっと違うような……

○議長（小池幸照君）

ちょっと待つて。福井議員の質問に対して何か答弁ありますか。ないですね。じゃ、訂正の発言ですか。それを許します。田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

大変失礼しました。先ほど青木議員の御質問に対しまして、私は予算説明書の36ページの4目の都市公園費の中の公有財産購入費についての答弁をさせていただいたんですが、工事請負費の件だったんですね。（発言する者あり）一番冒頭の。15節ですね。

蟻尾山公園整備事業の33,098千円の件でございますけれども、これはいわゆるバイパスから蟻尾山公園に入る道路ですね。いわゆる高津原公民館から蟻尾山公園に入る道路の整備の工事費でございます。訂正します。

○議長（小池幸照君）

青木議員、よろしいですか。14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

ちょっとお尋ねしたいと思います。私は先ほどバイパスから吹上公民館の横を通っての道路が狭いですね。あそこの拡張はあれかと聞いたら、公園の中の土地買収だとおっしゃったもんですからね、私はその辺を高校総体もあるから、あの道路だけは早くできんもんかということと言ったんです。今はそういうことでしょうか。できるということですね。ことしじゅうにできますか。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

もう今まで用地交渉等につきましては、一生懸命努力をしてきたわけですが、ぜひ早い時期に実現できるように頑張っていきたいと思いますので、そういうことでよろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

ほかに質問。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。25ページの民生費の方でお願いをいたします。地域包括支援センターの件でお伺いをしたいと思います。

4月から地域包括支援センターが設置をされて、大変お忙しい時期にあらうかと思います。そういう中で、昨今の新聞によりますと、地域包括支援センターに勤務をしている職員の数不足している自治体が出てきているというふうなことが載っておりました。というのは、ケアプランの作成について1人の職員について20人ぐらいする予定だったのが、8人ぐらいですか、ちょっと数が違うかもわかりませんが、そのぐらいしかすることができないような法律ができたために、佐賀市などでは職員の臨時的な補充をしているというふうなことが書いてあったんですが、鹿島市ではそういうことは起こっていないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

4月から発足いたしました地域包括支援センターにつきましては、現在、5名の職員で対応しております。おっしゃるように、業務量はだんだんふえてきております。これは地域包括支援センターで主にやる事業は、介護の支援ですね、1、2を対象にケアプランをつくるわけですが、それがだんだん結局、住民の方に制度的なことが徹底してきたと、周知されてきたという関係がございまして、月々ふえてきております。それで、今の5名体制でいいかということでございますけれども、そこら辺は見直しの時期が来るだろうというふうと考えております。その時期はもう少し実態が推移をしてから考えてまいりたいというふうと考えております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

鹿島市といいますか、これは鹿島市だけではなくて、杵藤広域圏の問題に大きくはつながってくるかと思いますが、ぜひ一人一人の業務量が多くなって、職員の方の大きな負担にならないような対策を早く講じてほしいと、これ要望をしておきたいと思います。

次に、そのページで干潟ヶ丘の増改築工事に8,000千円という予算がついておりますが、この工事の中身的なものとして、どういうふうな工事になるのか。例えば、今はワンフロアで台所があって、そこにはふろとかは全くないと思いますが、どういうふうな施設までここで8,000千円の中に組み込まれているのかどうか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

今は面積的に57平米ほどたしかあると思います。そこに多いときには20名ぐらいの方がいらっしゃるということで、スペース的に非常に狭いということございまして、基本的には増床を、増築を考えております。あと台所の関係の改築と便所の改築、それから、増築するためには現在あるところを一部取り壊すという工事が入ってまいります。そういうことで、そういう工事を含めて8,000千円程度と。増床の面積については約10坪強を予定しております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

私たちも委員会でここを視察させていただいたんですが、ボランティア的な形でもって多

くの女性の方が生き生きと働いていらっしゃって、そこにまた多くの介護といいますか、方々が来られて楽しく時を過ごしておられました。ですが、本当に狭い中で頑張っておられましたので、予算をつけていただいて大変ありがたく思っています。

次のところに行きたいと思いますが、次の下の方に、宅老所開設支援事業補助金、これに5,000千円、福祉車両の購入補助に3,000千円、これはどういうところに宅老所ができて、どういうところが経営をなされるのか。また、車両については、どこの車両なのか、お伺いします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

宅老所の補助金につきましては、これは県単の補助が絡みます。この補助の要件としては、NPO法人、これに対する助成を市がやった場合にその半額、限度額としては2,500千円ですね、そういう規制があります。それで、当然NPOという関係で補助をします。場所は現在予定をされているのは、北鹿島地区ということでございます。

それから、車両の関係ですかね、3,000千円の関係ですね。（「名称」と呼ぶ者あり）名称は、今、申し出があっているのはこころさんということですね。NPOの名称でしょう。こころさんということです。（発言する者あり）

それから、あと車両の関係で3,000千円ということですが、社会福祉協議会の方に車いすを乗せるリフト付きの車両を1台、それから、それ専用の車いすを2台、セットで2,300千円ぐらい、あとの残りがベッド購入を、これも社会福祉協議会ですが、予定をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、わかりました。御存じのように、鹿島といいますか、杵藤広域圏内は介護保険料が佐賀県内でも一番高い5,123円ですね。何で高いかというのは、やはり施設が完備されていることは非常にいいんですが、需要と供給のバランスをよく見ていただいた上で、やはりこういうふうなものをどんどん進めるということは非常にいいことなんですが、これにはそういうふうないろんな方のそれぞれ40歳以上、今、介護保険料を払っておりますが、それと当事者ももちろん払わなくてははいけない。これは死ぬまで払わなくてははいけない保険料ですので、そういうことも兼ね合わせながら、こういう施設の増設といいますか、もしていかなくはないと思っています。このこころさんは場所を移転されることになると思いますが、今、ありますよね、こころさんの。その場所の移転になるのか、もしくは併設、または増

設といたしますか、2カ所になるのか、それは増設、1カ所、全く場所を変更されての増設。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

新たに場所を探しておられるということですね。それで、ことしじゅうに開設をしたいということで現在努力なされておるといふうに聞いております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

施設ができるというのは大変いいことなのですが、今言ったように介護保険料との絡みもありますので、県より今回から市の方の管轄にこのことがなってくると思いますので、やはりいろんな状況を勘案しながら、ぜひこういうふうなものには対応をしてほしいというふうに思います。決してこれが悪いとかなんとかじゃなくて、介護保険だと何ら関係しなかったらいいんですが、そういうふうなものもぜひ申請が来たら必ず許可をしないとイケないのかどうかということもあろうと思いますし、やはりきちんとしたものを計算しながらぜひしてほしいという、これは要望です。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

宅老所は介護保険法の除外施設なんですね。それで、介護保険料と直接結びつくということはないわけです。介護保険の施設関係は、これは広域圏の方で今後の需要を見ながら計画をしてくるわけですね。それで、介護保険の施設を許可する、許可せんは、うちの権限にはないわけでごさいますて、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

確かにそれには関係しないと思いますが、そういうふうな需要と供給のバランスで必要とされる方がたくさんいらっしゃるということで理解をしていきたいと思います。行く行くはそういうふうに広がる可能性もあるというのが心配で言っておりますので、よろしくお願いします。

それから、次のページの26ページの中で、これは私が全くわからないのでお聞きをしたいと思いますが、母子福祉費の中に母子家庭高等技能訓練促進助成金というものが設けられておりますが、どういうふうな方がこういうふうなものの恩恵にあずかっていらっしゃるのか、どういうふうなことがなされているのか、これ全く私がわかりませんので、お聞きいたしま

す。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

これは国の制度でございます。ここに書いてありますように、母子家庭の高等技能訓練促進の助成ということで、具体的に申し上げますと、母子家庭の母親の方が資格取得のために養成機関等で2年以上修業をされるといいますか、講習を受けられる、そういう部門に対して、その助成ということで修業期間の最後の3分の1、今回の場合は3年間の高等看護学校に行っていちゃいます。ことしが3年目ということで、ことしの1年間分の助成をするということでございます。具体的な対象といたしましては、看護師であるとか、あるいは介護福祉士、保育士、それから理学療法士、作業療法士等がでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、ありがとうございます。これは申請をしたら、これを受ける権利があるということで理解してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

次は、質問ではありませんが、今回、この補正案につきまして、私は全体的に乳幼児の医療費の関係とかは喜んでいる方がたくさんいらっしゃる、そして、私たちの長年の念願であったものが、2分の1補助を助成なされるということで、大変喜んでおりますが、38ページの方に国民保護協議会の対策費として予算づけがなされました。今回初めての条例ということで、初めての予算づけということで、討論の方に立ちませんが、そういう両方の兼ね合いがあって、賛成したい気持ちも十分ありますが、そういうところで一括になりますので、退席をしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午後0時 休憩

午後1時22分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第44号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についての質疑に続けます。

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

2番伊東です。まず、午前中、福井議員が質問した内容に少し重複するところがあるかもわかりませんが、午前中の質問の中で、観光誘致事業の中で観光パンフレットというのが、観光案内地図作成というのがあったと思います。この中に、私、一般質問の中でもお話をしましたが、やはり、観光における消費の拡大、これをふやすべきだと考えております。

現在、市報等に広告を掲載しておりますが、この観光案内地図の中にも地元の観光企業といますか、温泉であったり酒造会社、そういうふうな広告等を載せることができないのか、まず御質問いたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えをいたします。

今回の観光案内地図、これは一応大きさはA3判でございまして両面の印刷でございまして。その中に、片方が一応鹿島の地図をつけておりまして、片方の方に一応観光のコースを、七つほど一応記入をいたしております。

今回、PR等ということでございますけれども、今現在は、今回増刷ということ、それから一つは、どうしても紙面に余裕がないものでございますから、今回は広告等については考慮はいたしておりません。ただ、鹿島の観光案内の冊子、赤い本がございまして。これは、相当な10何ページのページ数でございますけれども、こういうふうな中で、先ほどおっしゃいましたような広告で増収等を図ることも今後は検討していきたいと思っております。

以上でございまして。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

市においても厳しい財源の中、こういうふうな事業に取り組むわけですので、佐賀市でしたかね、新聞等にも出ておりました。いろんなところにああいうふうな、1カ月のうちに何人以上来るような場所にも広告を出そうというふうな、そういうふうなものも出ておりますので、ひとつ取り組んでいただきたいと思います。

それと次ですが、今回もまた、この参考資料、非常に毎回回を増すごとに内容がすばらしくなっております。これは私も評価をしたいと思っております。その中で、何点か質問させていただきます。

河川の浜川改修事業の中のとんとん橋についてでございます。

これは、本当に子供たちがつけた名前、東部中の生徒たちがつけた名前が県内にも広まっ

ていき、そして、あそこの改修の工事というふうになって、非常に大規模な工事になってきているなという気がしております。ただ、生徒たちも一日も早く完成を望んでいるわけですが、まず、今回補正予算ついておりますが、これの完了の時期をまず教えていただきたいなと思っております、工事のですね。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

一応、工期は18年の12月いっぱいということになっておりますが、県の土木事務所にお聞きしましたら、10月いっぱいぐらいには完成を見たいということで一応お聞きしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

私、昨年、一番最初ですかね、所掌の委員会が産業建設委員会であって、そのときにこのとんとん橋の工事について委員会説明があったとき、その当時の話でございますが、国庫工事を行うに当たり、その周辺の学校の駐車場に隣接している場所ではありますが、その樹木を、今桜が植わっております。それを撤去すると、ある程度工事に邪魔になる分というか、その部分を撤去すると。そして、その後にもまた新たな樹木をそこに植えるというのを私は聞いております。そのときの話では、現在の桜ではなく、違う樹木をまた考えているというような案も述べられたと思っておりますが、先ほどの説明の中で、12月の予定、ある程度10月いっぱいには完了したいということですが、日にち的にも迫ってきておりますが、そういうふうな話をまだ学校関係にも話は来ていないようでございます。そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

事前に私の方に相談がありまして、私も現地を見て、立ち会って、その予定を考えたところでございます。おっしゃるとおり、桜の木を1本、工事スペースにちょっと邪魔になるということで、今現在学校敷地内ですけれども、プールの横に移植をしております。これをまたもとに戻したりすると、これは枯れるということですので、それはできない。したがって、工事のめどがつき次第、新しい樹木をそこにまた植えるという結論でございます。その場合、何の木にするかというのは、あそこごらんとおり、登下校とか通行量が非常に結構多いんです。だから、見通しあたりにも配慮しなくちゃいけないし、それから、とんとん橋

というその景観にもやっぱり考慮の必要もあります。そして、私はこのとんとん橋がかけかわるという、その記念樹的な意味合いもありますので、東部中学校の子供たちの意見等、希望等も参考にするのがよくはないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

私も当初、もう少し何本かあそこのあたりの桜の木が、ちょっとすべて移されるのかなと思っておりましたが、先ほど教育長おっしゃるように1本だけということなんで、それではできるだけ記念樹というか、そういうふうな形で取り組んでいただければなと思っております。

次の質問に行きます。

まちなみ活性化における事業ですが、今回重伝建の認定を受けて、本格的に動き始めたわけでございますが、市長も以前からおっしゃっているように、重伝建が決まって、まちなみ環境整備事業も進んでいくというふうな、私たちもそういうふうな認識をしております。

その中で、まず今回電柱の移設工事が始まるわけでございますが、以前まちづくり協議会等である程度青写真というか、今後の計画等をつくり出してきたわけでありましたが、この後、まず電柱の移設をして、その後の計画、優先順位等もかかわってくると思いますが、今のまちなみ活性課における考えを述べていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

今後のまちなみ環境整備事業の計画ということでございますけれども、今後サイン計画と、それから、道路の美装化、それと水路の整備を考えておりますけれども、これらの優先順位につきましては、来年度以降ということで一応の案は持っておりますけれども、非常に道路の美装化等についてはその当時の町並みに合った美装化ということで、まだまだ検討を要するというふうなこともございます。ですから、ちょっとそこら辺は具体的には今後、これから詰めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

まちなみ環境整備事業という名前自体は、大分前にこれは、この議会の中でも出てきていますし、私たち議員にも説明がっております。

ただ、重伝建に向けて、時間をかけてやってきたということもございますけど、これをま

ちなみ環境整備事業というのを始めてからもう３年、これはたっていると思っております。
ある程度の急ピッチで進めていく必要性を感じますが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

平成15年からまちなみ環境整備事業については取り組んできたところでございます。事業の進め方につきましては、庁議等に諮りまして、大体の年間の事業予算というのを検討しております。その中で、事業の内容等については３年ないし４年で計画のローリングということで、今後は地区が２地区にもなったというふうなこともございまして、そこら辺も考慮しながら進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（小池幸照君）

２番伊東茂君。

○２番（伊東 茂君）

ちょっと範囲がやはり広がってきたというのもありますよね。しかし、地元の方々、もちろんその重伝建の対象になっている、基本的に言う酒蔵通りだけではなく、その周辺整備というのを皆さん期待して、浜町一体的にやはり整備を進めていただきたいと思っておりますので、先ほどお話にあったサイン、それから道路の舗装、それから水路、このあたりも重点的と考えて進めていただきたいと思っております。

次に、今回の補正予算の中で出ております住民への周知用のガイドライン、それから、案内板設置というふうなのが出ておりますが、まず、この案内板、この設置場所、何カ所ぐらいあるのか。それと、基本的に国道沿い、それから旧長崎街道沿いとか、そういうふうなのも考えていらっしゃるのか、それを御答弁お願いいたします。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

案内板の設置箇所ですけれども、今回伝建地区が２地区ということで、一つは浜中町八本木宿、これは酒蔵通りの方ですけれども、この入り口と出口といいますか、一つは中山医院さんの横あたりの検討で、まだ具体化はしておりませんが、あるいは新町公民館、浜新町の公民館付近ですね、そういうところとあと庄金地区ということで、まだちょっと場所につきましては検討の段階でございます。（「中山医院……」と呼ぶ者あり）

失礼しました、中山医院です。（発言する者あり）ああ、山中。

それで、ガイドラインにつきましては、現在先進地のパンフレット等をあちこち取り寄せて検討しているところです。非常に住民の人にこの制度がわかりづらいということで、修理をしたらどうなるか、具体的な写真とか、あるいは建物もパーツ等をつけて、わかりやすい

冊子をつくって、今後住民説明に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

今の予定のその案内板というのは、山中病院とあと庄金地区というふうですが、やはり国道の方から見えるというか、そこから結局入り込んでいるわけですから、そこにやはり、前もお話は課長にはしていたと思いますが、本来だったら、鹿島の方から浜に向かった場合、左側に浜駅があつて、そして、右側に赤い鳥居があつて、そこから酒蔵通りというか、それが始まるわけですね。そのあたりに、やはりどうしても必要ではないかと思いますが、どうでしょうか、その場所について。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

国道207号沿いにつきましては、土木事務所等と協議しまして、できれば酒蔵通りの入り口というふうな大きな地図じゃなくて、案内看板の要望をしていきたいというふうに考えております。

もう一つは、現在赤鳥居の横に酒蔵通りの案内図といいますか、そういうのもございますので、今後は地区の導入といいますか、そういう案内板等を検討していきたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

やはり、案内板は同時につけていただくのが一番効果があるわけですよ。国道沿いのその案内板というのは、以前から土木事務所にはもうお願いをしているはずなんです。ですから、これは、やはり私たち地元の間人も含めて、強力にやはり進めていかないと先進みません。ですから、私たちももうそれは協力は惜しみませんので、ひとつ一緒にやっていただきたいと思っております。

それと、最後になりますが、これからそういうふうないろんなそのあそこの重伝建並びにまちなみ環境整備事業ですね、浜地区全体のいろんなそういうふうな事業が始まるわけですが、一番私が気にかかるのが、そういうふうなサイン等におけるデザインの統一感とか、色の統一感、こういうふうなのをしっかり考えとかないと、その年、その年によって、その委員の方々が変わったりして、ばらばらなまちができ上がってしまうと、これが一番気になるわけですよ。現在、景観審議会というのもございますが、ここのあたりでデザイン等について協議がなされているのか、お願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

先ほど議員の方からありましたように、まちづくり協議会の方では議論をしておりますけれども、景観審議会の方では今まで選定に向けた審議を主にやってきておりました。ですから、今後はそういうデザインについても当審議会の方でも検討をしていただくような進め方をしていきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

最後の質問になります。

先ほど課長も同席していただいて、酒蔵通りで会議を一緒に出た中でも出ておりましたが、私も当初から思っておりました。この酒蔵通りが重伝建の認定を受けた後は、何かキャッチフレーズが必ずここは必要だろうと、塩田が「職人のまち」というキャッチフレーズが出ていますね。それと同じように、浜にも必ずそういうふうなのが必要だと思っておりますので、一般公募を行うとか、そういうふうのを考えて、早急に皆さんに親しみのある、育てていただけるようなキャッチフレーズをつくっていただきたいと思いますと思っております。これはもう最後に要望になりますので、御答弁は特に必要ございません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに。12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

午前中にも2人の議員さんからありますが、中山間地総合整備事業のことについてちょっとお尋ねをいたします。

また、午前中のやりとりでおおむねわかっておりますけど、市長の姿勢と申しますか、その点についてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

と申しますのは、その地域の背景とか、また、現場ですね。それに受益者の方々の背景等は十分に承知しておられると思います。その点含んだ上での質問ですけど、今後やっぱりやらんばいかんということでやってこられたのがこういう結果、今の状態になっておりますけど、先ほどの答弁では、農林事務所等と協議をしながらの県へのアタックをなさっておられるというのはわかります。だけど、その後と申しますか、9月あるいは12月、また3月、来年度とありますけど、その点につきまして、市長の姿勢と申しますか、先ほど申しましたように、意気込みをちょっとお聞かせ願いたいと思いますけど。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

市長の意気込みを私がここで具体的に申し上げるわけにはいきませんが、常にいろんな状況は逐一報告をいたしております。

この前も御答弁申し上げましたけれども、やはり市長はもうあしたでもいい、あさってでもいいと、いつでもおっしゃっています。ですけれども、中に入っていております土井県議さんが、やはり市長が行っていただくということならば、県の方もやはりそれなりの返事をいただくような、そのタイミングがやっぱり一番ベターだろうというふうな状況でございますから、市長はそういう気持ちでございまして、よりよいタイミングを今待っているというふうなところでございます。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

タイミングの問題になってくるかと思いますが、土井県議も御尽力いただいているというのは先ほどの御答弁でもわかります。その点十分理解した上での質問になってくるわけなんですけど、私も産建委員の一人として現場を見てまいりました。また、それにここまでもってこられた経緯と、先ほど申しましたように、執行部としてもおわかりですけど、その辺の並大抵の努力じゃなかったかなと思います。それについての、これから後継者も育てているし、自分たちもこうやっていかないといけないということで、手を挙げてこられた。そういったるな点も十分お含みの上での今後の行動を強く要望したいと思いますけど。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この事業は御存じのように、もう何年もかけて県と市で話し合いをして、それから、地元の受益者の皆さんも一緒になって準備をしてきました。特に、県の御指導を今までいただいていたわけですが、そういう中で、準備段階でもう10,000千円相当の市費をつぎ込んで、その計画づくりもやってまいっております。

特に受益者、つまり農業者にとっては今非常にミカンが厳しゅうございますので、こういうもので何とか起死回生をしたいという強い願いも持っておられる。つまり、この事業はそういう意味で非常に大事であるというふうに私は思っております。

いきなりハード事業ということではなくて、ソフト面を固めて、あるいは組織づくり、地元の営農体制、こういうものを確立した上で、最後にハードを入れましょうということで、地元とも話し合って今までやってきました。

県が申されていますように、いろんなことの事情じゃないということであれば幸いであり

ます。私たちとしては、とにかくそういう生産者の意を酌んで、そして、鹿島市農業の発展のためにもこれは重要なものであるという位置づけをしまして、今後も県と当たっていききたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

本当によろしくお願ひいたしますの一言で終わってしまっていけないんですけど、本当に頑張っていたきたいと思っておりますから。

次に、予算説明書の23ページ、総務費の中の企画費、9節の旅費、J R長崎本線存続運動に400千円と掲げてありますけど、旅費の。補正をして400千円ということですけど、市長報告の中でもありましたように、今からいろんな形で県、あるいは国等にも出向いて行って、真意を伝えたいという説明があっております。そういう点につきまして、今後また対策なったら補正をなさると思いますけど、この400千円でよかったやろうかなと思ってですね、ちょっと。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

先ほど言われましたように、今回の演告の中でも、あるいはこれまでの市長答弁の中でも、今後はとにかく地方への直接の行動をしたであろうということは繰り返し申し上げてきたところでございます。

そういうことで、今回の補正につきましては、それを具体的に裏づける補正となっております。ただ、その額につきましては、具体的な予定、あるいは計画に基づいたものではなく、当面緊急の事態が発生したときに、対応できるだけの額は確保しておこうという意味で、今回補正をしております。

そういうことで、今後状況が急変したりした場合は、当然この額というものはまた補正をお願いしなければならないだろうというふうに考えておりますので、変動的な要素を多く含んだ予算であると思っておるところでございます。

とにかく、今回の補正額は当面の緊急事態に備えた補正であるという御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

きのう、きょうの新聞ですか、武雄市を初め武雄市長、武雄の商工会議所会頭ほか10名で

すかね、国の方に新幹線長崎ルートの推進のことについて要望をなさってきておられます。非常に、そういったいろんな推進の方からはそういった形での動きがまたこの先多々出てくるんじゃないかなと思います。今、北村企画課長が答弁なさいましたが、これだけで終わらないということ、十分にわかります。突発的なことで、市長初め執行部、あるいは議会からも出向いていかなきゃいけない場合が出てくるかと思いますが、その点十分お含みの上での、また行動がしやすいような経費と申しますか、その点をちょっと要望というか、企画課長の答弁ではそれだけの腹を持っているということは十二分にわかりますけど、ひとつ市長、これから先本当に再三再四にわたって、この問題については再三市長申しておられるように、50年、100年の大計でのことだと思いますから、政治生命かけると明言しておられますから、その点十分に、先ほど申しましたように、動きがとれる範囲での予算措置をまたお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

言葉は悪いですけど、いわゆるつかみという言葉がありますけど、ちょっと不適切ですけどね、今の段階でぎちぎちにこれをこうするからこれに幾ら、あれをこうするからあれに幾らとか、その積み上げたものが400千円というわけではありません。ただ、私が今から、これはもう相手があることですから、機に応じ、機に臨み変に応ずというか、そういうふうなことができるように、フレキシビリティを持たせてもらうためのとりあえずの400千円ということで、考えていただきたいと思います。

なお、今まで私、県に対して十分に気をつかいながら、この交渉に当たってまいりました。その一つに、直接私どもが長崎ルートに対する意見、あるいは経営分離の反対、こういうものを国に伝えるということは差し控えてまいりました。それは今までの交渉の中で、副知事との段階で、なるべく遠慮してくれんかというニュアンスの発言もありましたので、その理由は、市町村の意向というのは県が代行して国に伝えるんだと、これが根底にあったと思います。しかし、今回武雄市が直接国に行かれたということは、我々も行っているという理屈になりますので、その点は私は、既にきょうの新聞に載っておりましたので行かれましたので、じゃあ私たちだって、武雄市は県が代行されるものを直接行かれたということで、私たちもそれはできるんじゃないかという考えを持っております。ただ、このタイミングをいつどこでというのは、非常に微妙なものでありますから、これは私にお任せをいただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

あえて、ぎゃん言うちゃ失礼ですけど、国、あるいは県等々あつての物事が進めていくんじゃないかなと思います。その点につきまして、市長今の言葉、本当に体が第一ですからね、体に気をつけて頑張ってください。

それともう一つ、演告の中でもありましたですけど、5月28日の「サンプロ」、ちょっと縮めて申しわけございません。「サンデープロジェクト」の、私見ていなかったもんですから、企画課よりビデオを借りまして、それで、それについてのメール等々が来ているということで演告の中でありましたですから、企画課からちょっとコピーしてあるのを見せていただきましたが、本当に全国津々浦々でその番組を見ておられた方々が本当こんなにおられるのかと思ひまして、それでまた、それをメールで頑張ってくれというような激励のメールを送ってこられた。きょう本当に感動というんですかね、私、ちょっと一つ読ませていただきますけど、「未熟者の中学3年生です。さっき、サンプロを見ました。何億円もかけて、たった数分を短縮するなんて馬鹿げています。まだ義務教育中の私でもわかるのに、なぜ国がわからないのか。たった数分の見返りで、街の荒廃を許そうというのでしょうか。権力者だけが求めている新幹線なんて、私は反対です。鹿島市とは何の縁もない未熟者ですが、応援したいと思います」。もう一つ、「テレビで見ました。正論を貫く事が、いかに大変な事か、誰も知っています。日本の政治の縮図が、鹿島市の状況にあります。政治に群がる、利権、人間の欲望、これを跳ね除け、本当の住民の幸せな環境を作る事が、大切に当然であるのに、目の前の利権の為に、見せ掛けの虚言を弄して、政治を動かしてきた、今までの、政治に対し、敢然と戦う、市長の姿は、立派であった。そして、選挙に勝ったことは、市民の良識を表している、おめでとう御座いますと心から、お祝い申し上げます。日本中は、今、鹿島市を注目しています。これからも、市長の戦いを全国に発信して下さい。絶対、応援させていただきます。頑張れ市長、頑張れ市民の皆さん」。

本当これちょっと住所は載っていませんですけど、どのくらいのメールが来たかちょっと数は記録しませんでしたけど、遠いのは北海道、全国津々浦々と先ほど申しあげましたように、本当にこういった激励、賛否両論あると思いますけど、先ほど申しあげたように、これだけ見ておられたのかというて、本当私も感心というか、本当感動を受けました。それで、ましてや自分に全然関係ないといったらその方々に本当に申しわけないんですけど、送ってくださった方々に申しわけないんですけど、何も自分たちはできないけど、だけど、心から応援をしてくださっているその心が見えるような気がいたします。

これを何とか行政として、こういったものがあるということで、市民に知らせることができないのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全国からたくさんの「サンデープロジェクト」の番組を見たということで、メール、あるいは手紙、励ましいただいておりますし、これは私の学生時代の同級生が調べたといって報告をくれましたが、今度の市長選がこの長崎本線問題だということで、全国の新聞に取り上げられた件数が9,730件、記事がですね。それだけ取り上げられたということで、全国の人に鹿島市のこの現状というものを知っていただいたという面で、非常にこの選挙戦、あるいはこの「サンデープロジェクト」、番組通じて本当によかったなと思います。

その結果、私たちが今主張をしていることが地域エゴではないと、全国の人もこういうふうに支持をしてくれる、あるいはもちろん鹿島市民も支持をしてくれる。佐賀県民も長崎県民も我々の今やろうとしていることを支持してくれている。これアンケート結果でも出ているわけでして、決してこれは地域エゴではない。

要するに、この今議論がどうしても偏りがちというか、あるいは一部のことにとらわれ過ぎているんですね。つまり、振興策を受け入れるかどうかとか、そういうものじゃないはずです。その根本にあるもの、あるいはその裏に潜んでいるもの、こういうものを私たちはよく見詰めて、中身を切り開いて研究をして、そして、腰をじっくり据えて判断をしていく、私たちはそれをやってきたはずであります。つまり、表面上の地域振興策とかなんとか、そういうことではないと私は思っています。もっと根本にあるものを我々が理解をし、容認ができるようなものであったら、この道筋は当然違ってきたはずです。しかし、その根本の長崎ルートそのものがどうなのかと、この地域にとって、このルートがもたらすものは何なのかと、こういうことを私たちは長い間皆さん方と研究をして、議論をしてきて、そして、今の結論を導いているわけですね。

したがいまして、そういう表面の、今、現象の目の前にあるもの、こういうものには決して惑わされてはいけないというふうに、この全国からの励ましのメール、手紙をいただいて、改めてそういうふうに思っているところであります。そして、今このビデオをできるだけ増版をしまして、これ番組の方に確認をしまして、お金をもらわんが、そういうものに使うのはいいということもいただいておりますので、できるだけ見ていただくように、あるいは区長さんたちが望まれるようであれば、区の方に一つは差し上げますよということでもありますし、また、議員の皆さんがこれはぜひ地域の人に見せたいということであれば、言っていただければお貸しをすると、こういうことで、できるだけ、これはもう一番この番組は、この新幹線長崎ルート問題が潜むもの、本質的なもの、こういうものを露呈してくれたというふうに私は思っておりますので、できるだけ見ていただきたい。あるいは市外の関係者にも少しずつ今配っているところであります。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

ビデオ等はふやしての使用をなされていいということですね。このメールが来たのを市報か何かに、これいっぱいなるとに、市報は何部でもつくらばごといちなつですけど、何らかの形でこういう声が全国津々浦々から来ていることを知らせることはできないものなのかどうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

現在、期成会の方でホームページを立ち上げておりますが、その中の掲示板の欄にも先ほど紹介していただきましたようなメールと同じようなものを掲載しておりますし、そこらあたりリンクしていただければ、一部はそこでもごらんいただけると思います。

これをまたほかの市報とかなんとかに知らせることはできないかというようなことですが、当然しようと思えばできるかと思えますけど、これを全部掲載するということはできませんので、連載的に新幹線問題について、市報の方にも掲げておりましたけれども、その中でできるようだったら、その一部でもその回ごとに紹介していくとか、そのようなことはできるんじゃないかなと思っております。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

できる範囲でのこういう声を知らせていく必要があると思いますから、できる範囲でひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

何点かお尋ねしたいと思いますが、まず、これまで出されたのに関連しますので簡単ですので、その方から行きたいと思いますが、寺山議員の方から包括支援センターの件で、特に、今業務量がふえているということで、職員の対応というのが大変な状況が出され、そして、今見直しの時期が来ているとお答えになったと思いますがね。そういう状況にあるということをおっしゃいました。私も今いろいろと皆さん方の仕事なんかを見ておきますと、本当に今保険健康課とか、福祉の職員の人たちの仕事というのは、非常に仕事量もふえているし、その内容というのが精神的にも大変な問題もあるというのを私はいろんな中で見ていますが、こういうことを考えますときに、先ほどの包括支援センターの職員さんの問題ですが、5名で対応されているということですが、仕事をやり上げなくちゃいけないという責務もありますと、ついついやっぱ無理がくるということ考えられるんですよね。私も本当に大丈夫か

なという感じで眺めておりますが、これは課長にお尋ねじゃなくて、市長の方にお尋ねしたいと思いますが、今そういう状況の中で職員が仕事に励んでおられるという実態があるわけですが、その辺については市長は十分につかんでいらっしゃるのかどうか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まだ、その御指摘の内容の点については、いいとか悪いとかも、あるいは状況と、そういう面についての報告は受けておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回の一般質問の中でも、職員の健康の問題何度も取り上げましたが、やっぱりこのいろんな複雑な内容の中で、なかなか一番肝心なその辺についてが置き去りにされがちだと思うんですよね。部長会だとか所課長会なんていうのは行われていると思いますが、やっぱり今具体的に市長がとらえていないということをおっしゃいましたし、それぞれの所課としても、そういう実態までなかなか話せる雰囲気もないんじゃないかという気が私はしますが。ぜひ、一番大事な部分だと思いますので、やっぱりその辺の市長としての配慮、これまで何度も出してきておるわけですからね、健康の問題なんかも。ですから、そういうのを置きながら私は取り組んでいただきたいし、必要であれば、例えば、仕事はできるだけ行って、できる分ではよかばいという仕事と、期限を限られてはダメとはいけない仕事、いろいろあると思います。だから、そういう内容については、やっぱり市長が実態をしっかりつかんで、それなりの指示を出すと同時に、それぞれの担当の管理者は実態を言ってくださいよ、遠慮せんで。市長がそがん言うたっちゃどがんしゅうあったかいと言いんしゃったときは、私に言うてください。本当そうでもしたいですよ、本当。何かあってからで、あぎゃんしとらんぎよかったないって言うたとき終わりなんですよ。本当にそうだと私は心配をしますので申し上げますが、その辺ぜひお願いをして、答弁があれば御答弁ください。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

市長にいろいろ意見を私が言えないということとはございません。率直に物は言っておりますので、そこら辺は御心配なさらないように。

もうしばらくここは様子を見たいと思っておるんです。今回の補正でも上げておりますので、事業を。そこら辺の展開も職員でやるのか、委託でやるのかということもございまして、もうしばらく見て、お願いする分は市長にお願いをしたいというふうに思っております。

す。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

たまたま今包括支援センターの件が出ましたので、こういう形で特別指名をして申し上げましたが、これはほかの所課も同じだと思いますよね。いろんなので、そういう事態が生まれることがあると思いますが、幸い鹿島市の課長、部長は市長に物言えんことはないということで、市長の心の広さがあるのかなと思いますが、しかし、言いにつかじゃなくて、言う機会がないとね、いろんな仕事。そういうのもあると思いますので、今度の所課長会ときはこいばいっちゃんぐち言うぞと、まず管理者の方は職員の、自分たちの下で働いている人たちの健康管理を最初にしてくださいよ。私はそれだけ言いたいです。

次です。

もう1点も先ほど出されましたが、蟻尾山公園の関連ですね。蟻尾山公園ができて、非常に、特に、私たち地域、直接周辺にありますので、非常に便利になって明るくなってよかったという面と、反面そうじゃない面があるわけですね。これまでも指摘しました振動の問題とか、騒音の問題を含めて、道路の利用の問題とかで、やっぱり大きな問題があるんですね。

先ほど青木議員の方もおっしゃったように、先ほど指摘されましたのが本当に朝夕のラッシュ時はひどいですね。何か行事があるときはもちろんですよ。行事があるときも、この前も市民運動会の後、皆さんも経験されたと思いますが、本当にスムーズに行かない状況にあるわけですね。だから、そこんこの改良はすぐしてもらわんといかんと思いますが、先ほどの答弁も数年前の答弁も同じ答弁なんです。できるように努力をしますと、確かに努力をされていないとは言いません。しかし、それがあそこができないなら、それなりの対応のやり方もあると思うんですよ。あそこをどうしても通さんといかんのか、それとも、どういう形かでできるんじゃないか。地理的に大変あそこは右側の方は堤になっていますから大変ですが、しかし、何とかしないと、大きな事故が起きてからでは遅いわけですよ。

だから、先ほど努力してというようなことをおっしゃいましたが、もうその言葉要らないんですよ。されているのわかっています、されるのわかっているんですよ。じゃあ、どう対応していくかということですね。その辺が私たちには同じことを聞かされるだけで、一般に言う耳にたこのでくってというのはこのことかなと思いますがね。そのくらい本当に言いたくなるくらい今まで繰り返しの答弁なんです。だから、具体的にどう対応しようとされているのか。その本意がおわかりだと、そうだなと思いますが、じゃないとちょっと私もそうですかと言えない。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この蟻尾山公園が実質的にスタートしたのは私が市長に就任した直後からでした。就任した明くる日かに、この蟻尾山公園の地権者の会に行っていと言われて行って、何のことかようわからんで行って、お願いしますと言うぎんよかですって言われて、お願いしますって言って、これがスタートでしたけど。それ以来、ずっと実はこの問題はありますね。

就任して数年して私は、その方の御兄弟のところに、関東地方まで行ってみたい、いろんなこともやってまいりました。これは、その方の個人的な問題にも抵触する部分もありますので、具体的には言えませんが、非常に難物であるということは御承知だと思います。

数年前と同じ答弁だということですが、答弁としてそうかも知れませんが、中身ははるかに進捗して、基本的なところは解決をしております、相手さんの条件の。あと、最終的にどう仕上げるかというところで、今第4コーナーを回ったところで、なお努力をしますと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そういう状況の中で、今すぐ短期間に解決できない。例えば、話がついたにしても、そこを取り組むということになりますと、期間的にかかるわけで、私は何か特に、普通の日ですが、大きな行事を組んだときに、なるだけあそこを通さないような、通さないというのは下の方になるだけおいていただくような対応が必要だと思うんですが、それに関して一つ取り組まんといかんと思うのが、例えば、出ていくときはわかりますよね、わかります。だから、なるだけ向こうに出てもらうような指示をしていただくということもできると思いますが、入り込むときの、ちっちゃな看板はあるわけですが、あそこはよそからいらっしゃる方も多いわけですよ。ですから、あの入り口の橋のところの目印、標識ですね、それを大きく、もっとわかりやすくすると同時に、その両脇の何メートルか先に、やっぱりあとどのくらいで蟻尾山公園に入るんだよというような、そういう指示表示ないでしょう、私が見落としじゃないと思いますが。例えば、見落としとったとしたら、しょっちゅう通りよっ者でんわからんようなむだな標識だと言えませんがね。恐らくなかったと思いますが、そういう対応をすることによって、少しでも解消するということをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

案内板でございますけれども、一応現地を確認しながらどういった方法がいいのか、研究

をさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ぜひお願いをしたいと思います。

それと、もう1点だけです。蟻尾山公園と関連して、これバイパスとも関連をしますが、あそこにバイパスができたこと。それから、蟻尾山公園の出入りの人が多いということで、高津原の部落内の交通量も非常にふえているのは事実ですが、特に、蟻尾山公園入り口バイパスって言うですか、あそこは、正式は何ですか。おわかりですかね、一番てっぺんのところの。そこから、蟻尾山の方に入るんじゃなくて、旭ヶ丘保育園のところに入る道路がありますね。そして、そこから何百メートルも行かんで右に折れれば、私たちが住んでおります旭ヶ丘団地ですが、これは以前もちょっと申しましたがね、なかなか解決のめどとか、どういう動きがあっているのかもわかりませんので、もう仕方なく今申し上げておりますが、右に折れるときに水路があるんですね。あその水路の止水栓といいますかね、あれはですね、観覧堤からのがあるわけですが、非常に見通しも悪いし、十分な広さもないということで危ないんですよ。最近、朝夕の交通ラッシュも激しくなっておりますので、今考えますと、これは関係者の方に聞きましたが、あの止水栓はあがん要らんじゃなかろうかというような声も実は聞いています。だけど、私は専門家ではありませんから、要らんの要るのってはいえませんがね。しかし、どっちにしても、あそこがなければ、あそここのところを広げながら、マチをかませるとか、いろんなやり方は専門家をご存じでしょうが、そういう形をして、あそここの改良ができると思うんですがね。その辺について、いかがでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

その場所を私もよく存じておりますけれども、うちの課だけじゃなくて、よその課にもまたがる部分があるかと思いますので、そこら辺も合わせて庁内で検討させていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ぜひお願いします。今言う蟻尾山公園バイパスに関連して、高津原区の道路交通事情というのは取り上げれば切りがないくらいありますので、ぜひ、その都度何か出たときは対応をよろしくお願いいたします。

次ですが、38ページに消防費があります。それから、説明書、予算参考資料の12ページの

ところに、総務、企画、関係事業ということでありますが、先ほど国民保護法ですか、これが通過をしたわけですが、それに関連する予算ですね。それで、38ページのところは報酬ということで、国民保護協議会委員報酬20名分の300千円が上げられております。もう一方の参考資料の中には、ここには国民保護対策事業（有事対策）ということで351千円上がっていますが、数字的に同じようだったので、私は同じもんかなと思いながら、しかし、おかしいなとよくよく見ましたら、12ページの方の説明は、災害、テロ等の有事に市民の生命、財産を守る保護計画を策定するというので、これは策定書の予算ですね。これはわかりますが、じゃあ、こっちの補正予算のどこにそれが出ているんでしょうか、説明ください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

ただいま国民保護対策経費ということで御質問がございました。鹿島市の国民保護協議会条例におきまして、委員の定数につきましては30名をお願いをいたしておるところでございます。

この30名の委員の中には、市の職員、助役、教育長、そして消防署長とか警察とか、市の職員も数名含まれていまして、以外の方を約20名程度の報酬、これは正式に選任をする中で報酬を出す委員の数は変動してまいりますけど、予算といたしましては20名の委員報酬の3回分を計上いたしておるところでございます。

そのほかに、下の38ページの災害対策費の9節、旅費の54千円。この54千円につきましても、鹿島市以外、佐賀市とか、久留米市とか、いろんな委員さんが想定されますので、その委員さんの旅費の3回分の54千円程度を計上いたしておりまして、今回の国民保護関連経費といたしましては、報酬の先ほどの300千円と、委員さんのかかわる54千円の354千円を補正予算の38ページで計上をいたしておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の、12ページと予算書の方の数字との不突合があるという御指摘でございます。これにつきましては予算書の方で報酬が300千円、それから旅費が54千円計上いたします。合わせまして354千円の補正をいたしておりますが、附属資料の方の12ページの6番目、国民保護対策事業につきましては351千円、これはこちらの方が誤りでございます、申しわけございません。354千円ということで訂正をお願いできたらと思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

結局、この説明書にあるのは予算書の中の報酬に該当するということですか。ここの説明には、じゃあ、そういうやっぱり説明しないと、ここにはテロなどの有事に市民の生命、財産を云々する保護計画を策定するということから、策定に直接かかる費用と普通は理解せんですかね、私がおかしきですかね。皆さんはどがん理解しんさつですかね。私はそう理解したわけですよ。何か策定をするから上げる、そうじゃなかわけですか、これは。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えをいたします。

予算参考資料の12ページでございますけど、先ほど申しましたように、国民保護協議会の委員さんの活動は、鹿島市の国民保護計画の策定のための委員報酬並びにその委員さんの費用、鹿島に来られる場合の旅費等を充てておりまして、目的はここに掲げておりますように、保護計画を策定するための委員さんの費用弁償と、報酬と旅費ということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

意味わかりましたが、そんならそういうふうな書き方、そこまで策定のための委員報酬とかね、入れとかんといかんじゃないですかね。それはいいですがね。

じゃあ、次に行きたいと思いますが、これも参考資料のところで行きましょうかね、13ページです。

保険衛生、福祉、関係事業のところですが、ここで新規事業が幾つか上がっていますが、学童保育事業のことでお尋ねをしたいと思いますがね。これも説明の書き方がおかしいのか、私の理解の仕方がおかしいのかどうなのかわかりませんが、ここでは市内全域の小3までの児童を対象に、夏休み期間、明倫小学校に設置するという書き方です。私はどう理解するかというと、鹿島市内全域の小学校3年生を明倫小学校で面倒見るというふうに私は理解しますが、それは正しいことなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

ここの部分の新規拡充というのは、先ほど財政課長の方からも説明があったかと思いますが、夏休みの今年度に限りの部分のところでございまして、特に、今回は明倫小学校区が当初の応募が多かったということで、明倫小学校をメインとしております。ただ、今ほかの校

区でも、どうしても定員オーバーになりそうなところもございますので、その部分も合わせてお受けをするということでございます。（「そしたら、対象者は……」と呼ぶ者あり）

対象者はほかの地区、今保育所で受けている部分もございますが、どうしても受け切れないという部分が保育園の園舎の問題、広さの問題があって、そういう部分も一部ございますので、そういう部分を、来年からは先般の一般質問でもお答えをいたしましたように、来年からは全校区で実施を行います。今年度はこの部分については夏休みの部分だけ明倫校区以外でのオーバー分までここで受け入れをすると、全校区ですね。オーバーした場合は受け入れをするということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

つまり、今全校区では学童保育はあっていませんが、今あっている分では夏休みも受け入れると理解して、そして、そこでオーバーした分についてはことし限りは明倫で受けると理解をしたいと思います。じゃあ、やっていない地域、まだね。手がけていない学童保育所、やっていない地域で夏休みに要求があった場合は、それも受け入れるんですか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、事業の整理をいたしまして、今学童保育を市の方でやっているのは明倫小学校、鹿島小学校、浜小学校でございます。この部分については、長期休暇中も実施をしております。それ以外の4小学校につきましては、保育所で同様の事業を実施していただいております。当然、その中には長期休暇中の終日の保育といえますが、学童保育と同様な事業を実施しておりますので、通常の場合はオーバーでない限り、今現在もそこで対処できるということでございますが、そこをオーバーすることが出てきた場合、ちょっと若干そういうところがございますので、そういう方たちは、ここで夏休みの期間は受け入れをいたすということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

学童保育所については、一応小学校3年まで全学校区ということで決定をされておりますが、やはりこれからは上学年もやっぱりこの対応が必要じゃないかなという気がしますとともに、今場所を学校施設ということでされているということで、今回一般質問の中でも問題が出されておりましたが、どこが責任持つか、学校の方がやっぱりいろいろ手を出さん

といかん部分もあるんじゃないかとか、いろんな問題を抱えられていると思いますね。

文部科学省と教育委員会という、厚生労働省とかね、対応が違うからそういうのも出てくるとは思います、そういう面でやっぱり一番問題なのは、学校の先生たちが心配というのは、やっぱり学童保育所をしていくに当たっての十分な対応ができる人の配置ができないという問題もあると思うんですね。それと同時に、私はやっぱり学校の施設だけを利用するということについては限られてくるとは思うんですよ、広さとか。

この前も教育長は空き教室じゃございませんというような答弁をされておりましたが、そういうやっぱりだれしもなるだけ負担になる分は受けたくないというのは、もうこれは教育長じゃないですよ。何のことも同じですが、そういうのもあると思いますし、それだけの対応ができれば問題ないと思うんですが、そもそもどうして学校施設を使ったかということになりますとね、これは私も非常に責任を感じ——責任を感じじゃないですが、福岡県の花畑小学校を見に行ったときに、たまたま空き教室を使って学童保育所をされていたのを見て、はっきり学校と福祉の方とのあれをちゃんと区別をしながらやっているというのを見て、ここで提起をして、学校施設を使うというのが最初決定したと思うんですよ。その後、ずっと学校施設を使うというのが当然のことになってきておりますが、やっぱり人数の受け入れとか体制の問題を考えますと、学校施設があればそれで十分なわけですが、他の施設の利用ということも私はこれから来年度全校実施するに当たって、はみ出しが出たんですよということがないように、十分受け入れられる体制がとれるような施設をつくるために、他の方法でも考える必要はあると思いますが、福祉としては、あくまでも学校施設の利用なのか、ほかのも考えて今取り組んでいますというのか、その辺についてお答えください。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

実は、これも先般、多分、寺山議員の御質問にお答えをしたかと思いますが、本来は児童館等の学校施設じゃないところが本当は原則的にはございます。ただ、今回は当然学校施設ということではなく、学校施設を含め、ほかの施設も先般も具体例申し上げましたのは、そこまで今検討しているということで、能古見のふれあい楽習館等も検討に入れております。ですから、安全面等いろいろなことを勘案いたしまして、総合的にということで、御答弁をいたしたいと思いますが、そういう形で今後努めさせていただきたいと考えてるところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次に移りたいと思いますが、予算書の35ページですね。

35ページのダム関係で、水資源対策費の中で委託料、中木庭ダム周辺整備設計委託料ということで、ここに予算が上げられておりますが、周辺整備についてはいろいろと皆さん方の要求もあると同時に、取り組むに当たっては大きな問題もあると思うんですね。ダムが計画される時点ではすべて県の方から周辺整備については取り組みをやるというようなことだったと思いますが、その後、私もダム対策委員の中にも入ったことありますが、その後のこういう財政状況の動きの中で、トイレ一つもつくってやらんというような、そういうことまで出されるという羽目になったわけですが、ここで10,000千円ですね、10,000千円設計委託料というのが上げられておりますが、大体、中木庭ダム周辺の整備にどれくらいの、ここには設計費が10,000千円ですから、内容的には大きなものだと思いますが、まずどれくらいの予算をかけて周辺整備に取り組むというのか、その辺お答えください。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

中木庭ダムの周辺整備の大体の額はどれくらいかかるのかという御質問でございますけれども、これには県が行う部分と市が行う部分がございます。大体県が行う部分は、現在両脇に市道、国道がございますけれども、その中、内側、そこは大体県が行う、大まかに言ってですね、そのように理解していただいたらいいと思います。その部分が約260,000千円、それから、市が行う部分につきましては、さきの議会でも辺地債の限度額の承認をいただきましたけれども、そこでは250,000千円以内という形の中で請求をしていきたいと思っております。

それからもう一つ、市の部分については、それに加えて約1億円の範囲内で建物、いわゆる物産館等を整備していくと、そういう計画でおります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は周辺整備については県はやらないようになったというふうな理解をしていたんですが、そうじゃなかったわけですね、今の説明では。それ変わったんですかね。一時はそういうことで、トイレ一つもできんなんておかしいじゃないかというように言っておったんですが、じゃあ、県が260,000千円ということで、この今回設計される部分は市の取り組みの分なのか、県の取り組みの分なのか、それとも総合的なものか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

今回の補正に計上した部分は、市が行う周辺整備の設計委託料の分でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にします。市が行う分で、先ほど市としては1億円ほどの計画だとおっしゃいましたが、大体じゃあ、そういうことで、事業の取り組みはいつ、どの年度でその1億円の、今年度になっていくのか、それとも次年度になっていくのか、重複していくのか、その辺どうですか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

先ほど市が行う部分については、いわゆる物産館等の建設だけに1億円を予定していると、それから、そのほか周辺整備として、例えば、駐車場の整備とか、あるいはトイレの整備とか、そういったもので250,000千円を予定していますので、トータルしますと350,000千円となります。

そういうことで、今回の委託につきましては、補正につきましては、その設計の部分を行う設計の部分についての補正でございますので、具体的な工事等についてはもう来年度以降が主になると思います。ことはあくまでも設計の部分に関する予算だけということです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃあ、わかりました。まだいつからという確固としたものもないんですね。恐らく財政的な計画だと思いますがね。

もう1点だけ聞かせてください。350,000千円の市の事業計画が絶たれた場合に、純粋に市だけの予算を使わなくてはいけないのか、単独でね。それとも、何らかの予算を別から持ってくるのか。もちろん県の補助というのは考えられないでしょうかね、そりゃね。その辺わかりませんので、教えてください。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

財源の確保でございますけれども、先ほどもちょっと言いましたように、地域は辺地の方

に該当いたしますので、辺地債という起債を起こして整備を行うと、それを活用して整備を行うということでございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

もう大体質疑もそろそろ終わりの雰囲気にはなりつつございますが、どうしても予算の組み方の基本的な考え方の部分だけお尋ねをしておきたいということで、質問を準備しておりましたので、2点だけお尋ねをしておきたいと思います。

その1点は、3月議会で当年度予算の当初予算を組む折の執行部の説明と今回との合致点の違いについて一つです。

それから、二つ目には、骨格予算を受けて、今回肉づけ予算ということになっておりますが、その内容は3月議会に若干重複の嫌いもありますが、今後の問題もございますので、合わせてこの点確認をしておきたいという点で質問です。

第1点目の、今回肉づけをされたということで、肉づけの総額が783,580千円になっておりますが、3月議会で本議会での質疑に対して、肉づけの限度額というのは6月でどの程度、事務当局、財政当局という点で、どの程度考えておるか。特に、今日的には財政基盤計画という財政面のいわば一つの羅針盤が立てられたわけで、あらゆる面でこれに左右をされて、政策費もなかなか出てこない。あるいはいろいろ職員のスタッフの問題、その他もなかなか需要に応じ切れないという、片方にはそういう姿を持っておるわけなんです、財政基盤計画との整合性から考えてみても、当時3月議会で答弁をされておったのは、690,000千円以内で肉づけを、6月新たな市長のもとでしていただくことで、ぜひともお願いをしたいというふうな考え方を示されておりましたけど、今回補正をされた結果は、約1億円それを上回った形で計上がされております。たかが緩んでおるのか、緩んでいないのか。何か合理的な理由があつてのことであつたのか、そこら辺についてお尋ねをしたいということでございます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

谷口議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

確かに、3月議会の折に、谷口議員からの御質問に応じまして、私の方から、6月じゃあ幾らぐらいの事業を予定しているのかという御質問があつたと思います。そのときに約696,000千円、約7億円ということで申し上げたと記憶いたしております。

この時点では、これはあくまでも当初予算段階では、ですから、担当課にしますと、去年の11月から12月の初旬ぐらいの、その時点での国とか県の情報をもとにしてつくり上げた予

算の見積もりであったということで御理解いただきたいと。大体当初予算はそういうことだと思います。

その後、4月から新しい行政活動を行い始めまして、国の制度、県の制度とかがはっきりしてまいります。そういう時点のぶれという部分で、数字的には事業費はやはり大きくなったり、小さくなったりしていくものと考えております。

今回御指摘のように、780,000千円の補正額になっておりますが、この中には、当初段階でどうしても見積もっていなかった部分というのがあります。そういうのは、予算の説明の中でも申し上げましたですけれども、西部中学校の雨漏りの工事、それとか、市民体育館の雨漏り工事、こういったものが突発的に出ている分もございます。それあたりにつきましては、公共施設建設基金を予定いたしながら、財源を生み出すという手法も行っております。

それから、あわせまして、新しく新規市長になりました。それから、大きな総合計画の見直しの時期もあるという中での乳幼児医療費の助成の拡充、そういった新たな施策も出てきておるところでございます。そのあたりずっと入れまして、今回の補正額が7億円ということになっているわけでございます。この財源につきましては、まだ普通交付税が固まったわけではございませんけれども、基本的には年間トータルの中では当初予算での財政課の見積もりの収支の中で、何とか包み込めるのではないだろうかと、今の段階では考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

大体わかりました。予定の範疇のことであると、国からのいわば交付税の見通し、あるいは補助金等の見通し等の3カ月のぶれの結果、あるいは新たな緊急需要が生まれたということで大体理解はできましたが、3カ月程度の間で1億円ものこのぶれが出るということがちょっとどうかなということで質問をしたわけなんです、基本的にはそういうふうな考えであるということでございますので、それはそのまま受けとめておきたいと思いますが。

1億円を当初よりもオーバーしたというのは、たったそれだけのことですかね。今言われた、要するに歳入見通しがそういった意味ではぶれが出てきたというのがありますけど、歳出見通しという意味では、市長選挙後、児童の医療費の拡充の問題とか、そのほか児童対策等を打ち出されておりますけど、それから、雨漏り対策等が今説明をされましたけど、新たな事業経費というのが一応上回るような計算になるのかなという感じはします。これ全部積み上げればそういうことになるんだよという話になるかもわかりませんが、事の性質柄、今度の6月議会は肉づけ予算だろうと思うんですね。市長の政策費として新たに、5期目に臨まれる市長の政策費として、これ相当のものが盛り込まれたという金額が、大体この783,000千円の中の大半を占めているというふうに普通は市民としては印象を受けると思う

んですよね。内容を見てみますと、ただ継続事業の少し膨らみが出てきたとか、今の補正要因が幾らか出てきたという程度で、余り新しいものを感じないという感じがするんですけど、新たな歳出が1億円を当初の3月議会での答弁よりも超えるという要因がどこに特にあったのかというのが、今の御説明ぐらいではちょっとわかりにくいんですけど、何か所見ありますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、歳出が1億円ぐらい当時よりふえているじゃないかと、私の政策としてふやすためには当然歳入見込みというものが見込めなければいけませんね。その両方を整理して説明しますと、まず、歳出の方は一つは先ほどちょっと言いましたが、3月時点では想定していなかったようなものが出てきたということが一つあります。

それからもう一つは、9月補正に予定していたものを、いや6月でしなさいと私が指示をしたものがあります。それから、新しい市長の政策的なもの、これを盛り込んだと。

こういうもろもろのことで歳出が1億円ぐらい、当初の見込みよりふえていると。これに対応する歳入であります、この17年度の決算見込みが当時より若干よくなっていたというものがありますし、また、財政基盤強化計画が順調に推移をしているということもあります。

ということで、この歳出をカバーし得る、包み込み得る歳入の見込みがついたので1億円当時より余計肉づけをしたと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

はい、わかりました。状況としては、歳入見込みがこの3カ月の間に一つのぶれを生じた。今後じゃあ、どうかということを考えてみれば、景気は上向いているというのも片方には、地方ではありませんよ、まだ。しかし、国の交付税とは地方の税収だけで賄えとるわけじゃないわけであって、そういった意味では好転をしていく可能性があるということでございまして、財政基盤計画というものに相当やっぱり泣かされ、振り回されている事業、実態もあるんですね。そういうふうなこともございますので、財政基盤計画そのものが今後再検討を必要としてくるのではないかなという印象を一つ持ちました。それはそれで答弁は要りません、これは私の感想です。

それから、これは3月議会と繰り返しになりますが、骨格予算と言われながら中身を分析してみれば随所に、例えば、この補正予算書の23ページの企画費の19節の廃止路線代替バス運行補助金というものを私が前回も指摘をしました。これは費目存置してありましたですよ

ね、当初予算ではね、1千円でした。これが15,600千円ということで通年の予算に戻された。いわば、そういう予算上のテクニックで骨格予算と言われながら、内実が実際には削られない。表面づら骨格予算の体をなしとるけど、現実的には市長選明けて肉づけするとき、これはそんなら費目存置だったからやらないで済むのかということにはならない骨格予算になっておったのではないかと、こういうふうなやっぱり予算の計上の仕方ですよ。これは予算編成の技術的な面でやっぱり他市もこうしたやり方をやっておるんですかね。新しい市長さんがもともとから、4期長年務められた市長さんだから納得のいくところですけど、新しい市長が来られたらびっくりしんさって思うですよ。これは実は費目存置になっておるんですけど15,000千円これはつけんばいかんとですもんねって言われて、結局、新しい政策経費は一つも打てないということになりかねない骨格予算の組み方ではないですかと。公約違反という話も出てくるわけで、だから、そういう骨格予算の組み方の技術的な問題ですよ。今度肉づけされたと言うけど、もとに戻っただけじゃないのと、こういうその実感をぬぐえないものがあるんですけど、そこら辺どういうふうに考えればいいですか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

谷口議員の骨格予算の考え方についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

骨格予算、骨格予算と言いつつ流しておりますが、基本的には法令上の概念はございません。法律上でどういったものが骨格予算であるという、そういった取り決めというのはございません。慣用的にずっと従前から市町村、それから都道府県ですね、そういった中で慣用的に行われてきた予算の編成の方法であるということでございます。

基本的に首長や議会の議員の改選を目前に控えている場合などということですね。目前に控えている場合などにおいて、1年間の行政活動をすべてにわたって予算計上することが困難、あるいは適当でないと判断した場合、新規の施策等を見送り、また、政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心に編成された予算を骨格予算ということになっております。

私どもの今まで過去何回か、4年に1回はずっと市長選が大体4月の終わりごろにございますので、なかなか当初段階で新規施策なり、投資事業のすべてを上げるというのはいかなかなというようなことから、鹿島市の場合においては市長選の改選期においては骨格予算をずっと組んできたところでございます。

大体、先ほど谷口議員の方からは、実際はもうそれは消えないんじゃないのかと、そういったものまで骨格予算として果たしてどうなのかということでございますけれども、財政局といたしましては、機械的にこれは義務的な経費なのか、政策的な経費なのか、そういった中で判断をさせていただきまして、政策的経費については約5割から7割の予算をつけるという形でずっとやってきたところでございます。

ほかの市がどうかということでございますけれども、これはちょっと伊万里市さんが大体鹿島と一緒にような形で、選挙時期が一緒でございますので問い合わせをいたしておりますが、大体、伊万里市も私どもと同じような方法で予算を計上されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

実質的に費目存置しとるけど、月明けてみれば数千万円の恒常的な予算計上せざるを得ないというところまで、こういう骨格予算がという一つの名目を維持するために操作をするような、こういうふうなやり方はもうむしろせん方がいいと私は思うんですね。

申し上げましたように、廃止路線代替バスの補助を打ち切ることができるかと、当該地域にも説明があっていない、運行会社にも説明があっていない、新しい市長がなられたって、それは切る意思があったって直ちには切れんと思いますよ。そんなものを費目存置して、ここにあたかも15,000千円余りの補正要因があるように見せかけるようなそういう予算編成はしない方がいいと思うんですよ、実を伴っていないわけなんですから。

市長は今首を横に振っておられますが、そういう形式的な予算編成よりも——じゃあ、ちょっとお尋ねしますけど、費目存置という形をとって、あるいは大幅な減額しとっても結構ですけど、今回、事実上通例の予算、年度の予算規模まで復活した事業名目と事業費総額わかりますか、今、幾らあるか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

骨格予算、肉づけ予算、この考え方について大変難しい部分があるかと思います。それで、理論的に考えまして、新市長の政策的によるものか、そうではなくてほぼ義務的なものであるか、これはもう考え方次第といったところが多分にある要素がございます。

それで、前々回の市長選のときの予算だったですけども、私たち財政当局といたしましては、谷口議員の今おっしゃっているような考え方に立って予算の編成をいたしましたところ、大変な批判を受けました。これは本来は肉づけ、骨格じゃないかというようなところで、新市長の政策がすべてなくなってしまうのではないかというような批判をいただきました。ですので、これ骨格であるのか、肉づけであるのか、これはもう考え方次第と、判断次第というようなところが多分にありますということをぜひ御理解をいただきたいところでございます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

当初予算段階で予定をしていただく分が今回6月でこういった形で計上されたのかというような趣旨の御質問だったと思いますが、基本的には、前の谷口議員の1回目の御質問のときにお答えいたしましたように、基本的には当初予算段階での各課からの要求額というものは、前年度の11月から12月の初旬にかけての情報による積み上げであるということでございます。ですから、その12月から1月、2月、3月、4月、5月と、大分相当期間たって数字が変わっていく部分もございます。それと、ということもありますけれども、基本的には当初予算で予定した部分を、何といいますかね、予定をしたままで要求をされておるところもございます。

今回の補正につきましては、ほとんどが当初財政課が予定した部分の要求になっています。それ以外につきましては、先ほど申しました新規の部分あたりにつきましては、別途に積み上がっていったということでございます。

なかなか6月の財源というのが、当初財源を普通交付税で450,000千円ぐらいを留保していると申し上げましたが、なかなか財源的に6月の財源を見つけ出すというのが難しい。そういう状況の中では今回の肉づけにつきましても、ある程度担当課の要求としましては、年間総額の要求もあっています。ただ、そのあたりをある程度また交付税の見通しをちょっと固めて見たりとか、そういった調整の中で、ある程度抑えさせていただいた部分もございます。そのあたりにつきましては、先ほど来申し上げていますように、交付税が、普通交付税が7月に確定をする。それから繰越金を確定させて、収入として上げられる9月にすべてをまた肉づけを、肉づけの残りというんですかね、をしていきたいと、そういった形で考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ちょっと納得いかないんですけど、いつかの時点で、今言うような私の考え方のような形で予算編成をしたら、大変なおしかりを受けたと、どこで、議会の場で受けられたのか、どういう場所で受けられたのかわかりませんが、そのいつ、何年度の予算編成で、どういう場所でちょっとそういう批判があったのか、ちょっと内容わかればそれ教えてください。

もちろん、年度が変わっても、いずれにしても予算をつけないかんてわかっとなるやつを形式的に1千円しか費目存置しないというのは、それはやっぱりおかしいと思いますよ。費目存置という意味は、そういうことやないと思うんですね。これ肉づけ予算だからやむなくそういうふうな措置をされておることなんですけど、初めから肉をつけとかないかんものを削っただけであって、わざわざつけたり外したりする理由が、合理性がそこにはない

と思います。

それから、いま一つ先ほどお尋ねをした費目存置、あるいは費目存置的に骨格予算で扱われたものがどの程度の事業数あって、総事業費として大体合計額がどの程度あったのか、今回復活をしたのが、それわかりますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

赤字路線バスの予算であります。これは担当課が積み上げてきているわけですね、今年度の予算について。これを満額執行するかしらないかは、やっぱり新しい市長の判断ですよ。これが申されますように、10,000千円ぐらいの補助をしょって、そして、ゼロというわけいかんでしょう、現実的には。やっぱりその地域の人、当事者といろんな積み上げをした上で廃止するとか、やっぱり続けますとかいう話になっていくと思います。しかし、例えば、10,000千円用意しとって、財政がどうしても厳しいと、まだ3月段階でははっきりしたことわかりませんから、あるいは新しい市長の感覚によって、考え方によって、いやこれはもう2割削減やむなしと、こういうこともあるわけですよ。ですから、頭出しだけしとって云々というより、頭出しをしとって満額するのか、8割にとどめるのか、それはやはり新しい市長の判断で。逆に言えば、また先ほどの御質問にもありましたように、新しい市長がいろんな総合的な、財政的な判断をして、あるいは政策的な緊急性等を考えて、重要性等を考えて1億円ぐらいと、新たに政策を打ち出すこともあり得るわけですから、それは申されるようなことには当たらないと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

批判の件でございますけれども、これは4年前の市長選に伴う骨格予算だったかと記憶しております。それから、額についてはちょっとはっきり覚えておりませんが、ちょっと数字が違うかもわからんということを前提にお話をさせていただきます。

肉づけの額として、1億円から3億円程度だったのではないかというふうに思っております。それから、批判をどこから受けたかということですが、これはちょっと差し控えさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

当初予算段階で費目存置した部分を今回どのぐらいの件数で金額を積み上げたのかという御質問でございますが、そういった形のちょっと集計をとっておりませんので、後ほどとい

うことでさせていただければと思いますが、申しわけございません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

いつの時点でそういう批判を、いつの時点はおっしゃっていただきましたけど、どの場で批判があったのかというのは出していただかないと分析できません、私たちも、こっちとしても。会議録に残っておれば、その本質をちょっと分析してみますけど、そういうことではどうでしょうか。非公式には行われたということであれば、やっぱり非公式の価値しかない話だろうと思いますし、それから、今市長が答えられるように、政策的経費というのはその市長さんの政策方針によって、従来の方針を受け継ぐ場合と、それをもっとボリュームアップする場合と、場合によってはそれをスリム化する場合と、それはいろんな選択肢が出てくると思いますので、今のは私もそれでいいと思うんですけど、その年度を超して予算措置をする場合、現状を減らすんだとかふやすんだとかいうのは、当事者に一切説明もないまま、ゼロからスタートというのはないと思うんですよ。やっぱりそれは、その年度を超えて、あるいは新しい市長を超えて、これはさらに増強しますとか、あるいはマイナスの方向に働かせていただきますということで、次回の補正で減額、もしくは増額ということが現実的な対応ではないかと、それはもう住民の受益者から考えても、私はそういうふうに思いますので。まあ、余りよくわかりません。骨格予算と肉づけ予算のどこまでがどうなのか。テクニック論だなというような気がして、どこまでその実態が伴うた肉づけ範囲があるのか。690,000千円肉づけ可能ですよと言われても、今のようないことがやっぱり各所に予算計上上見られるということ、何とかやっぱりここら辺は改めていく姿勢というのが必要ではないかと、これはもう3月議会からの感想ですけど、研究をしてください。

4年に1回、同じこの空予算ば3月では審議せないかんわけですよ、こういうことになれば。実質の伴わない費目を計上になっとるわけですから、このようにね。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

13番井手でございます。私のは先ほど来、数名の方が質問をされました項目ばかりでございます。

まず1点目は、予算参考資料説明書の14ページなんですけど、お開きください。

中山間地域の直接支払いなんですけれども、この制度は平成12年度から5年間というふうな形で最初は発足したんじゃないかと、このように思っております。昨年度からまた5年間というふうな形で行っていただいているんじゃないかと思いますが、その5年間ですよ、

当初の受益者といいますか、直接支払いの対象者の人数と、5年後の対象者の比較といいますか、何名減ぐらいになっているか、まず最初にその点をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

1期対策が12年度から16年度まで、2期対策が17年度から21年度までということになっております。1期対策の対象農業者の数ですけれども2,010人、2期対策が1,720人ということになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

はい、ありがとうございます。約200名ばかりですかね。そこでちょっとお尋ねなんですけど、先ほど来、数名の議員さんが御質問されましたけれど、総合整備事業なんですよ。ちょうど先ほど市長の方からもソフト面でいろいろ資金を用達したというふうな御説明がありました。今から約10何年、平成七、八年度だったかな、ちょっと記憶ございませんけれども、10年来の計画じゃなかったかと思います。そのころ、やはりソフト事業の段階で、私も先進地に農業者の方たちと浜玉とか厳木とか七山、あっちの方に行って視察をしました。私は農業じゃないから余りわかりませんが、そのときやはり農業者の方たちは、いやこれはよかばい、これはよかばいというような形で、七浦地区は区長会挙げて、産業振興会って言わないかんですかね、あっちの方で取り上げていただいて、各部落で計画を立てて、申請をされた経過がございます。

そのような段階で、やはりオーバー的なことで、ずっと削減をしていただいて、110億円ぐらいで採択可能になったというようなことで、大変喜んでいただいていたところでございます。

そこで、先ほど課長の方からは、直接支払いの対象者が減ったと、やはりもう今ここで総合整備事業もできんぞ、ちょっと、もう、とてもじゃなかばい、これで打ちやめかのうと、こういうふうな、せつない声があるわけなんです。もう知つとんしゃごとですね、もう70代の方たちが現役で、ミカン園とかなんかも、消毒なんか行きよんしゃつとが現実ですよ。田もしかりと思います、タマネギ畑も。ああ、どうしてかというようなことで、大変と残念がっておられます。

課長の方からは、鋭意努力して県の方をお願いに行くということでございますけれども、やはり何とかことし中にでも、その打開策といいますか、ぜひ頑張ってください、よい情

報を地域の皆さんにおつなぎができるように努力をしていただければなと、もうこれは課長初めいろいろ答弁をしていただきましたので、もう答弁は結構かと思いますけれども、そのように私の方からもお願いをいたします。何かありましたら、課長。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

答弁があればというふうなところでおっしゃっていただきましたけど、我々も何とか採択をしていただくようにというふうなことで、一生懸命ひとつ取り組んでいきたいというふう
に思っておりますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

じゃあ、よろしく願いをいたしておきます。

次に移りますけど、参考資料の12ページなんですけれど、J R 長崎本線存続への取り組み
というようなことで、これも数名の方たちからいろいろとありました。私ちょっとお時間を
いただいて、この長崎本線についてちょっとお話をしてみたいと思います。

これは私お聞きしたんですけど、もう先人って言わないといかんですかね、大先輩やっ
たんですけれど、もう二、三年前に亡くなった人に、ちょっとですね。どうしてこれを聞いた
かと言うと、市、県の御尽力をいただいて、江福河川の改修を立派にやっていただきました。
そのときちょうど先人の人たちに聞いたとですよ。おじいちゃん、何でこい、ぎゃんがくが
くってした河川ばつくっとんしゃつとやろうかねて言うたぎ、これはない、と言いんしゃつ
たですよ。ちょうどその当時、軍事物資の輸送というような形で、突貫工事でそれを国策で
やられたということなんですよ。あれはそがんことねと。それがない、と、あのころは重機
もなかったけんないと、今は朝鮮半島が分断されておりますけど、統一されているころでは
ないかと思えますけれど、朝鮮の方たちが強制労働を強いられたということをお聞きしまし
た。だから、七浦地区は知っとんしゃつごとですよ、平たん地じゃなかけんが、あそこず
つつるはしで切り碎いて、トロッコでずっと運ばれたというようなことをお聞きしており
ました。

そのようなことで、大変、先人の人たちもいろいろな思いをしながら苦勞をされたんじ
ゃないかと思えます。

そしてもう1点だけなんですけれど、あの長崎本線が開通と同時に、あのころは1町1村
で言わんといかんですかね、駅が村やったら一つ、町やったら一つというような形で決まっ
ていたそうです。肥前山口から諫早までは、長田駅がちょっと諫早の範囲も広がったけんが
長田駅がありますよね。ずっと追ってみますと、諫早、長田、小江、湯江、小長井、大浦、

多良、肥前飯田、七浦、ここですね、あとはずっと。そいぎ、七浦村に駅が二つあるわけですよ、私の部落、肥前飯田なんですよ。それはどうしてかという、やはり政治力だったそうです。ちょうどそのころ、今の鳩山両国会議員さんいらっしゃいますけれども、その方のおじいちゃん、鳩山一郎先生に飯田の有志家であられた小野和久先生が陳情をされて、飯田駅の誘致に御尽力いただいたということを聞いております。それははっきりもう知っとんしゃっと思いますけど、飯田の駅の前に記念碑がございます。そればかりの記念碑じゃないかと思いますが、やはり有力者であったということで、その記念碑があると聞いております。

ちょっと横道それましたけれども、この長崎線の存続問題について、私も若い人たちからいろいろと追及をされてきました。一生懸命になって存続に協力して運動しようって言うわけですよ、そいぎ、若い人たちは若い人たちのやはり考えがあらわれて、今はおじちゃん、モータリゼーション、車社会やろうだい、こう言い出してきんしゃったわけですよ。そぎゃんくさん。そしたら、ちょうどきのうの新聞にもありました、県が出しておられます新幹線西九州ルートについてというような形で、こいば見て、やっぱり本当に徹底的に何か、阻止と言うぎいかんばってんが、こい、できるとねと、こうなったわけですよ。反対しているのでよかろうもんと、反対、反対ばかりで、あと、そしたら、市長さんと一緒にあんなたちはしているが、本当に市長さんこれを断念させんしゃっと、ということは、新幹線ば断念させんしゃっと、その次、その次だれが待ちやっかわからんばってんが、こいが採択されて、できれば、4年間何ば我々鹿島市に何のメリットのあつとね、こう言いんしゃったわけですよ。おじちゃん、わからん、そしたら、おじちゃん今度聞いてきてくんしゃいと、こうなったわけですよ。だから市長、今の若い人たちそうなんですよ、4年間一生懸命（発言する者あり）だから、聞かれたけんが、私がその若い人に説明ばせんばいかんわけですよ。だから、そこを市長ですね、こう答えんしゃったよ、市長の思いはこうですよということですよ。ね。（発言する者あり）言い方が悪いか、わからんばってんが、私は直接若い人から聞いたので、存続に一生懸命しているよと私は言いよつですよ。しかし、4年間でそれに市長、今から行って、一生懸命上京して、してくんしゃつくさいと、しかし、そがんしんしゃってもできんやったときはと、しつこかとですよ。本当ですよ、市長。ちょっとよろしかったら、市長はこう言いんしゃったよって私言わんばいかんけんですよ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私の考えを後で申しますが、やっぱり市議会議員さんですから、いろんな情報を私たちも提供しておりますし、いろんな情報をまとめて自分でそしゃくをして、そして、自分が反対なら、いや、存続絶対せんばらんとて言いんしゃった。やっぱりそれを自分で確立しておられ

るはずでしょう。市長さんがどがん言いんさったということじゃなかと思いますけどね。やっぱりそこまであるべきですよ。私どうも議論ばしよって、県が言いよいよやっかと、そがしこんことなんですね。県がぎゃんすって言いよつとば、なし市長はせんかと、議会の皆さんからそういう声聞こえてくるでしょう、おかしいですよ。これだけの大事な問題を、市長がどがん言う、市長に聞いてみらんぎわからんって、そういうことではやっぱりいかんと思いますよね。

私は、結局、井手議員さんも経営分離に反対ですかね。それはそう思って答弁していいですか。そうしたときに、例えば、七浦なんかは二つ駅があるというふうに言いんさったですね。七浦が一番困るんですよ、経営分離になって廃止にでもなれば。そうならんように、我々はするということでしょうが、まず基本が、いかなることがあっても。

「サンデープロジェクト」のテレビ見てくんさったですかね。あれで、もう経営分離をされて、あと第三セクターになった、まちの問題はともかく、まず駅がもう閑散としてきたですね。そこ情景映ったですね。それから商店街の状況、あのあたりを私はずっと見てきているんです。全国の例知っているんです。こう鹿島市がなったらいかんから、我々は絶対これを同意しないと、まずそのことなんです。

見通しですが、我々が同意をしない限り着工をしないという仕組みになっているじゃないですか。それならば、同意をせんで頑張らないかんということですよ、そうでしょう。神様じゃないですから、だから、私に聞かれるのも結構ですけど、私にげたを預けたようなことじゃなくて、一市議会議員として自信を持って、いみじくは今おっしゃったように、存続せんばくさいと、それから、今車社会ばい、そいぎ新幹線も要らんですたい、そがん言うてしまugi、そがん理屈でしょう。言う人は言うんです。今鉄道の利用者が1割ぐらいしかおらんけん、そいけん、長崎本線もう経営分離してよかたい、そういう声も聞こえてきますよ。長崎本線の見通しと新幹線に今後乗りんさつ見通しと同じ客数でしょう、同じ人数が乗んさつわけでしょう。そんなら新幹線も要らんですよ。わざわざ2,700億円もかけて。これを存続するには一銭も要らんわけですから、長崎本線をですね。そこの理屈のところをまずわかっておかないと、もう長崎本線には乗らんけんが、1割しか乗いよらんけん。経営分離すつぎ片方では新幹線ばつくつとですよ、2,700億円もかけて。長崎本線と同じぐらいしか乗らんとに、何でこっちは要らんと言うて、こっちは要るんですかということと、わざわざ要らんと言っていることと同じぐらいの人数しか乗らんとば、2,700億円をかけて建設をするか、そこが問題なんですよ。だから、確かに、今車社会ですよ、それからもう一つは、確かに車社会だから、さっき言ったように、長崎本線もその人は乗らんと言いんさつと。しかし、新幹線も要らんでしょう、同じ理屈ですよ。そこ御理解いただけますかね、そういうことでしょう。何でこれをつくらんばらんかて。

それからもう一つは、交通手段というのは、できるだけ、よんにゅー持つとった方がよか

ですよ。高速道路も欲しか、鉄道も欲しか、あるいは海路も欲しか、空路も欲しか。何でもあった方がよかったですよ。自分がこの交通手段を必要としたときにあるかどうかが問題です。

例えば、長崎本線、今言われたように、わっかもんは特に車持とつけんと。しかし、何かのとき、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんに例えてみますと、博多に息子が今生活しよつと、出てですね。そこに孫がおると。その孫がじいちゃん、ばあちゃん、あした僕の誕生日やっけんが、じいちゃん、ばあちゃん、ぜひ来てくんしゃいと。そのじいちゃん、ばあちゃん、うれしかですよ。お孫さんお持ちでしょう。やっぱりうれしいですよ。そんなとき、我が息子じゃい嫁じゃいに、おいば車で乗せていってくいさいと、いや孫が言いよっけんて言うて、冗談のごと、あした仕事ばいと言われたときはJRば利用すつでしょう。そのおじいちゃん、おばあちゃんは年のうち一遍じゃい二遍じゃいしか乗らんじゃいわからん、JRに。そう考えるべきじゃないでしょうか、交通手段というのは。

確かに、1割ぐらいしか利用しよらんということも言えますが、やっぱりそういうふうを考えてみた場合には、これがやっぱりなかった場合どうするか。その住民一人一人の生活にとってもそうです。あるいは傍らの新幹線の必要性というのは長崎本線ぐらいしかないんです、客数からいったら。それに何で2,700億円もかけてやるかということ。そういうことを総合的に勘案をしなければならぬと。だから、その男の子やったですか、その男の子に今言うたようなことをちゃんと言って、絶対これは守らないかんばいと、自信持って言ってください、ね、お願いします。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

市長の今言いんしゃったこと、私もう知つとつとですよ、市長さんの言いんしゃつとずつと聞いとつけんですよ。知つとつとですよ、それ言うつとつとですよ、言うつとつとですよ、こげな形で。そして、もう何遍でも言いますけど、私が一番利用しよつとですよ、長崎本線は。ちょっとほとんどですよ、向こうの方に、佐賀あたりに行きんしゃつ人も、わざわざ普通電車に乗って白石あたりまで行きんしゃつときでんですよ、普通の議員さん車で行きよんしゃつと思うんですよ。しかし、私は唯一、いろいろ車はあるけれど、きょうも乗ってきたりとかしよつとですよ。私が一番必要性を感じとつとですよ。だから、繰り返しになりますけど、若い人たちはもし市長の任期中に断念しんしゃらんぎ、どがんなつとねて、4年間いっちょん鹿島市メリットなかつちやなかつて、こう言うてくるわけですよ。そいけん、そこば私が答え切らんわけですたい。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

同意をせんで存続ばし続くっぎんですね、それだけでメリットですたい。阿久根市のごと
ならじよかですたい。結局、これを同意するせんで上には行かんわけですよ、浮揚はせんわ
け。あぎやしこ廃れるかどうかという問題なんです。それから、利便性は確保でくっですか、
それが大きな要素ですよ。その点を御理解賜りたいと思います。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

私もそう思っているんですよ、本当にですよ。やはり、しかし、頭よか人たちに聞くぎで
すね、こいも国策やっけんが、こい見切り発車するのではないかと、こうなるわけですよ。
そういうこと私は知るもんですか、と言わんばいかんばってんが、いろいろ私たちはもう議
員もこいに、存続運動にみんな賛同していると、だから、一生懸命にこうしているとよと説
明するが、若い人たちも年寄りの人たちもやっぱりそう言われるわけですよ。もし、これが
採択になった場合は、ということをお心配されるわけですよ。もう見切り発車って言わんば
いかんですか、その点言葉的にわかりませんが。だから、どうしてもこの4年間で市長
がこの新幹線ば断念させる、その運動をぜひやってもらうことをお願いしてくれんですか、
ということなんです。それを言いたかっただけでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま論議してきました補正予算ですが、私は今回の補正予算を論議する中で、本当に
長い間の念願でありました乳幼児医療費無料制度、十分でない部分もありますが、それと、
学童保育所の全校実施というような、そういう問題が具体的に出されまして、さらに、これ
が予算づけをされました。大いに評価をしていくべきところですが、と同時に、今回論議を
してきました34号、35号議案につきましては、特に、今回のこの条例というのが有事法制を
基本としながら、まさに戦争への道を進んでいくというような中での国の方針だと言っても、
鹿島市での条例化、そしてそれに伴う予算づけということで、私は本当に大きな重要な二つ
の問題が重なってきたことで、非常に戸惑いを感じておりますが、やはり、ここで私は賛同
をしたいけれども、その補正問題もありますので、賛同をしかねます。

よって、私はこの案件については退席をさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第44号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第44号は提案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

午後 3 時38分 休憩

午後 3 時48分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第 6 請願第 3 号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 6．請願第 3 号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書の審議に入ります。

去る 3 月定例会において、総務委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりました請願第 3 号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書について、総務委員会の審査の結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成 18 年 6 月 5 日

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

総務委員会

委員長 山 口 瑞 枝

総務委員会審査報告書

平成18年 3 月13日に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第 3 号「県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書」については、6 月 5 日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

総務委員長の報告をいたします。

去る3月13日、本会議において、本委員会に付託され継続審査となっておりました請願第3号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書を議題とし、6月5日、委員の出席を求め、1名の欠席委員がりましたが、委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

継続審査の理由は、請願書と請願者の趣旨説明に食い違いが見られ、なお、慎重審査を要するためということでありました。

直ちに質疑を行いました。主な意見として、JR長崎本線の経営分離を前提とした振興策の協議をとという趣旨の請願と受け取れるという件、請願の中身を純粹に考えた場合、経営分離までは考える必要がないのではないか、経営分離の同意を前提ではないのではというなどの意見が出されました。

質疑終結後、直ちに討論を行い、反対、賛成それぞれ討論があり、採決の結果、賛成多数で、請願第3号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書は採択することに決しました。

以上、総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

委員長報告に対する質疑に入ります。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

ただいまの総務委員長の報告に対して質疑をさせていただきます。

今回の請願第3号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書、この請願書は平成18年3月13日に付託をされ、3月議会でも総務委員会の中で審査をされ継続審査になっていた案件でございますが、もう一度、いわゆる復習の意味でですね、なぜ継続審査にされたのか。いろいろな継続審査になったときの委員会のことというのも間接的に聞いてはおりますが、その継続審査になった理由、そして継続審査の後、その後の対応としてどのような対応を委員会として今回の審査までとられてきたのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

ただいまの中村議員の質疑に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、前回継続審査になった理由といたしましては、そのときに請願人の方を説明者として委員会に来ていただいております。そのときの請願書についての説明を受け、意見が出されております。その中で、まず請願書の内容とそれから請願者が委員から出された質疑に対して答えられた内容とが一致していなかったということが、第1の条件であります。

先ほど報告の中で申し上げますように、請願書と請願者の趣旨説明に食い違いが見られたという部分は、一方では、県が示す文面の内容から、県が示す振興策とは経営分離を前提とした振興策ではないかということに対して、文面では同意条件とした振興策と受け取

られるのに対して、請願者の説明の中では、もう後段になりましたが、純粋な振興策であって、経営分離を前提としない振興策だという回答がありましたので、この点で請願書とそれから請願者の意見との食い違いがあったということで、その旨を請願者の方に出しまして、継続審査をした旨のお伝えをいたしております。

その後、請願者の方から、内容的にはどういうものであったかということでございましたので、ただいま申し上げましたように、請願書の内容と請願者の説明の内容の食い違いが見られたという回答を議長名で出しております。それで回答をいたしております。その後、皆さんの委員の中で、これは委員会の中ではなかったんですけれども、暫時休憩をしたときに、内容が違うのであれば、そこを検討して継続審査にする必要があるということで継続審査しております。その後、文書で請願者の方にはその旨を伝えておりますが、それから本議会までの間に何ら連絡等のこともございませんでしたし、継続審査ということでございますので、委員長としては今回招集をして、審査をするというふうな段取りをいたしたところであります。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

ただいまの説明では、この請願のいわゆる内容——内容は私どもいただいておりますが、ここにございますけれども、この内容と請願人の説明が一致をしていなかったというようなことで、その辺いろんな形で議論をされて、その中身というのは県が示されている振興策が長崎本線の経営の分離を前提としたものなのか、そうでないものかというところが文面と説明が違っていたというような説明に受け取りましたけれども、そのような形で行われていつて継続をされたということで、請願者に文書で連絡をされて、請願者の方からそれに対して何の反応もなかったというか、連絡もなかったというようなことを言われましたけれども、そういたしますと、そこの部分は一応置いておいて、あくまでこの請願書に関して今回審査をされたという、そういう理解でよろしいわけですか。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

こちらの方からは第1回目に継続審査した旨を文書で出しておりますので、こちらの方から何らかのアプローチをとる必要はないということであります。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

そのような形で、請願人の説明と内容が違っていたということで、請願人に対して文書で連絡されるのは何もなかったものをですよ、そのままそれを受け取った形で、果たして本当の審査ができるのかという、まずそこに私は疑問を感じます。私が読んでおまして、この請願書どう見ても、ここにこういう表現がありますけれども、経営形態のいかに問わず日常生活における市民の足の確保を前提とした市の具体的な振興策ということですから、経営形態のいかに問わないということは、経営分離に同意してもいいという意味に私はとりますけれども、その辺を恐らく請願者の方は3月議会の中では説明をされて、口頭で言い直しをされたんじゃないかと思えますけれども、その部分が何ら触れられないままに審議をされたということに対して、委員会に対して本当に慎重審議がなされたのかなということを私はまず考えます。

それともう一点は、今、小池議長の中で我々議会運営をやっておりますけれども、委員会を重視した形での議会運営をやっているわけですが、先ほどの報告で1名の議員が欠席をされた中で慎重に審査をしたと言われましたが、7名しかいない総務委員会のメンバーの中で1名が欠席されて6名、これが今回の1回の審査だけで1名欠席のまま結論を出さなければいけなかった案件なのか。ここまで延ばしてきたのであれば、7名全員そろったところで十分に議論をして、採決をしてもよくはなかったということで、これは委員長のもとで強行採決をされたというふうな見方をしておりますけれども、委員会のやり方としては、委員会重視を考える私ども、私の考えとしても非常にこのやり方に関しては不満があります。これに対して所見があればお願いします。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

私といたしましては、委員会の招集を6月5日に前もって委員の皆さん方に、この案件についての審査をするということの通知をいたしております。当日は総務委員協議会というのもございましたので、当然、私は全議員の出席があるものと思っておりました。それで、突然朝方に委員の欠席があったわけですので、私は午前中に協議会を行って、その後の正式な委員会を1時からやるというのには何ら間違いのない審査をやったと思っております。

この方法論として、委員会の中で各委員の意見の聴取をいたしました。そして、これは重要な案件であるからということも私も認識をしております。その中で、それぞれの皆さんの意見を聞きましたが、委員長としてですけれども、これを採決するかどうか迷いはしました。それで、委員長の提案として委員の皆さんに、これは延会をしていただけないだろうかというような発言を私はしたと思えます。しかし、委員の皆さんはもう意見は出尽くしているから、延会をしてもさらに意見はないのではないかという意見がございました。それは事実で

す。それで、私も暫時休憩をとって昼からの採決に臨んだというのが経緯です。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

3 番福井です。総務委員長に質問をいたします。

今回、総務委員会の中でどのような議論と説明等がありましたかどうかにつきまして、具体的なことをまずお聞きいたしたいと思います。

請願書を見ますと、J R 長崎本線に関し経営分離後の第三セクターの経営状況や利便性について具体的な説明を行ってきたと。これは県が行ってきたということですがけれども、こういう表現ございますけれども、現実問題といたしまして、これはいずれ赤字に転落するのが必至でございまして、将来廃線も予想されるということもございますけれども、このようなことについて請願者なり質問される方なりから具体的なことはございましたでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

質問の内容がわからないそうです。

○3 番（福井 正君） 続

済みません。じゃあ、もう一度言います。

総務委員会のこの請願書を審議される中におきまして、具体的なことをお聞きしたいと。これがあつたかなかつたかでもいいんですけれども、請願書の中の文書を読みまして、その中に、県は J R 長崎本線に関して経営分離後の第三セクターの経営状況や利便性について具体的な説明を行ってきたという表現がございます。この請願委員の方は多分このことをもとにして、県はちゃんと第三セクターの運営もやっていくよということの趣旨でこの請願書を出されたと思いますけれども、このことについて具体的な質問なり説明なりがあつたかどうかということです。あつたらお答えください。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

その点については、質疑意見等の中ではございません。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

じゃあ、次に行きます。ゆっくりしゃべりますから。

この請願書の中で徹底した情報開示というのを求めておられます。ところが、県と存続期

成会との間には既に9回だったと思いますけれども、協議が既に行われておりますし、市民に対する住民説明会も行われております。それから県は、いわゆるパンフレット、それからテレビ、新聞、それからケーブルテレビ等を使われまして、ちゃんといろんな説明をなさっていると思うんですね。ところが、これに対して徹底した情報開示を文書の中で求めておられますけれども、これ以上の情報開示というのがどのようなものかということについて、説明なり質問なりございましたでしょうか。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

委員会の中で請願についてのその部分については話をしておりません。

ただ、おっしゃったように、情報開示云々というところがしてほしいという請願者の趣旨ではないかという話で終わっております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

これは最後の質問になりますけれども、文章全体を見てみまして、これは長崎本線を存続じゃなくて経営分離をするというのが前段の方は主な文書になっていると思います。後半は、いわゆる振興策を述べなさいというふうな、考えなさいというふうになっていますけれども、その文章の前段の部分、要するに長崎本線が並行在来線になってもいいというふうに私読みますけれども、その交換条件としての振興策を考えなさいとか、述べなさいとかということの説明があったのか、質問があったのか、最後の質問です。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

今、福井議員の方から請願書をもとに私の方に対して質問をされておりますが、その件に関しましては、私たちは最初言いましたように意見が二つに割れております。振興策を前提とした請願書の文面ではないかということで、経営分離を云々ということは抜きにして、あくまでも純粋な振興策として受けとめて情報開示、あるいは県が提示する振興策と議論を交わす。その結果、是非を判断する道筋が請願の趣旨だという意見が出ておりますので、そういった内容については、特段に話を詰めておりません。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

失礼します。ただいま説明、質疑があったわけですが、再確認をしたいと思いますが、南部地域の振興策について総務委員会では採択と可決をされておりますが、先ほどから出ておりますが、これは経営分離を前提として審議をされたのか、私さっきも聞きよってちょっとわからんやったですからね、説明者と、そこんたい文面等わからんやったもんですから確認をしますが、経営分離を前提した振興策か、前提じゃない振興策か。やはり振興策はぜひしてもらわにやいかんと私たちもと思いますが、その辺を確認したいと思います。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

今の質疑ですが、総務委員会としてはですよ、その件を、意見が分かれたところです。文面の内容としては、県が提示する同意を条件とした振興策と受け取れるという結果を出しています。しかし、その中で意見としては、請願者の意見を聞いて、請願者の方も委員会にいらっしゃいましたので、委員の一員さんでいらっしゃいますので、これは純粋な振興策だと、南西部の振興策だという意見で、その点で分かれております。

総務委員会としては、これは県が提示しているのは同意条件の振興策でないかという意見がありました。そういうことですので、意見が二つに分かれて不採決の結果ということになります。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいまの意見では二つの意見が出たということですが、説明者の方は経営分離を前提じゃないと言われたということですね。しかし、その文面では受け取れるということ、経営分離をすることは書いちゃいけないわけですね。その辺どっちで判断したらいいか、ちょっとわかりませんので、その辺を明確にお願いしたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

委員会で請願者の方を説明人として1回招集をしておりますが、そのときに委員の方の質問者によって、例えば、A委員が質問した場合とB委員が質問した場合は請願者の異なる部分が見られておりますので、その判断としては委員会としては皆さんに判断をしていただくよりはないというふうに思っております。

委員長としての主観が入られませんので、以上です。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

今の山口委員長の答弁がですよ、私に答えられたのと違うんじゃないかというところを確認したいと思いますけれども、3月議会での審査においては、この請願書の内容と請願者の説明が食い違っていたから、そこで判断できなくて継続にしたということですよね。その後、請願者の方に通知を出したけれども、請願者の方からは何もなかったということで、この請願書の審議をなさっていると思うんですよね。そこで、最終的に委員の皆さん方の判断で採決をされたわけですが、そのところをはっきりとお答えしていただかないと。だから、請願者の方もこの文面というのは前提としたものだということを認められたから、違うような説明をされたのじゃないんですか。そこだけはちょっとはっきりしていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

請願書の内容は、総務委員会としては経営分離を前提とした県が示す振興策だというとなえ方をしておりましたので、請願者の言われることと、請願者はあくまでも前提としないという言い方をされておりますので、その点で食い違いが見られたということで継続審査になったという経緯でございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

私は、ただいまの質疑を聞いておましてどうも納得しがたい点がございます。それで反対の討論をいたしたいと思います。

3月24日の本会議におきましての総務委員会の総務委員長の報告に、請願の文面と県からの振興策というのは、経営分離の同意を前提とした地域振興策と受けとめられるのに対し、請願者の説明では経営分離の同意は絡めない純粋な振興策の協議という説明がされ、内容に一致しないところがあり、全会一致で継続審査をすることに決しました。よって、重要案件

につき、なお、慎重審査を要するという事で継続審査の申し出があり、本会議で閉会中の継続審査となった経緯がございます。

その結果、先ほどありましたように、今会期中の去る6月5日、総務委員会が審査され、その報告とただいま質疑の内容を聞いておりますと、3月提出された文面と今回審査された文面とは全く同一のものと受けとめられます。だったら、3月24日の委員長報告の中で、県は同意を前提とした振興策、請願者は絡めない振興策という内容の不一致での総務委員会の報告は何だったのかと言いたいわけです。先ほど申しましたように、内容に一致しない点があるならば、文面を変更しての論議をなすべきだったと思うわけであります。

県提出の同意を目的とした地域振興策ではなく、目先の利益にとらわれることのない純粋な地域振興策を願うものであります。したがいまして、私はこの案件につきましては、反対の討論といたします。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

3番福井でございます。ただいま出されました請願の県南部地域振興の真剣な検討を求めた請願について、反対の立場で討論をいたします。

先ほどからの総務委員長の質問に対する答弁お聞きいたしまして、総務委員会としては、やはり経営分離を前提とした請願ではないかということでの答弁がございました。私もこの文書を読みますとそのような文書ではないかなと思っております。

もう一つ、次に行きまして、県提示の振興策につきましては、期成会との協議、住民説明会の中で十分説明を受けておりまして、また、県が作成されましたパンフレット、各戸に配布されております。新聞、テレビ等のマスコミ、ケーブルテレビ等での宣伝をされて市民は十分にその内容をわかっておられたと思います。そのわかった上で、4月16日行われました鹿島市長選挙では、現職で長崎本線存続経営分離に反対を訴えられました桑原市長が当選されました。この結果は、市民が長崎本線の経営分離を前提とした県の振興策や三セク運行案に対して同意しない結果であると思います。このことは重く受けとめるべき選挙結果だと思っています。

市独自の振興策を考えることは当然のことであります。現在、市の第4次総合計画の見直しの中で、既にさまざまな検討がされているという状況でございます。県提示の振興策は長崎本線の経営分離を前提としており、長崎本線の経営分離との取引条件であります。鹿島は長崎本線建設以来発展した市でございます。長崎本線がなくなることは鹿島のこれからの振興策の一つ、それを失うことになってしまいます。県提示の振興策は長崎本線存続問題があるなしにかかわらず推進するべきものであり、それが県南西部地区の発展につながるものだと思います。

よって、長崎本線の経営分離を前提とした振興策を求めます今回の請願につきまして、反対をいたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

14番青木でございます。請願第3号について、県南部地域振興の真剣な検討を求める請願に対する賛成討論をいたします。

この請願書は、去る平成17年12月16日に峰松節治氏外10名から出されたものであり、12月議会では審議未了で終わり、3月議会でも継続審議となった請願書であります。そもそも市民からの請願書が半年間も審議が継続されたのも異常であり、議会の市民に対する対応を批判されても仕方がない状況が続いていたわけであります。特に市長選を挟んでの対応のおくれば意図的とされ、請願者から見られても反論の余地はないと思います。

この請願は、J R長崎本線存続期成会の県との交渉を見て、行き詰まりを打開するための市民の声であります。市長選は決着はついたものの、県との交渉はますます膠着状態であり、請願提出の時期と何ら変わりはありません。市長が再選されたから県との交渉はこのままでよいとはだれ一人思っていないはずです。議会としても、議会の意見書、1回の決議書を出しておりますが、いずれも地元振興策を示されていないときの意見書、決議書であり、新幹線建設に伴う地元振興策が提示された後、議会としては振興策の検討をすることもなく、振興策を検討することはあたかも新幹線受け入れにつながるという論議で今日まできております。

県との確約書の確認事項の3、協議事項は費用対効果、時間短縮効果、期成会からの要望に基づいた事項から行い、並行在来線の経営分離問題と地域振興策とを連動した協議は行わないと。この文面に、執行部も議会もこの一文にとらわれ過ぎているのではないかという批判があるのも事実であります。鹿島市発展のためには余りにも文言にとらわれ過ぎず同じ土俵に上がって交渉してほしいという要望かつ請願であります。

県との交渉によっては打開の道はあると思いますので、議員諸氏の賢明なる御判断をお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君

○20番（松尾征子君）

20番です。ただいま審議されております請願書については、私は反対の態度をとりたいと思います。

今日、鹿島市においては農漁業、そして、商業などを中心として市内全体の経済はとどめるところなく落ち込み、市民の暮らしは行き詰まった状況が進み、さらにひどくなっている

というのは逃れることのできない事実だと思います。その動きは人口減にまで及んでいます。このような中で多くの市民が何とかしなくてはいけない。振興策を受け入れて鹿島市を何とかしてもらいたいと必死に望むのは、これは当然のことだと私は思います。

しかし、今日県などが言われている振興策というのは、今大きな問題になっている長崎本線をＪＲから切り離すこととはかけ離せないものだと思います。もちろん、長崎本線をＪＲから切り離すことについては、これまでのいろんな協議を見、また、いろんな調査をする中で絶対に切り離すことはできない。今のまま存続をさせなくてはいけないという強い気持ちを持っています。

さて、この振興策と長崎本線と同じに見なくちゃいけないということは、その大きな証拠は古川知事が鹿島市においでになって、私たち議員に対して議会の全員協議会室ではっきりとおっしゃいました。ＪＲ切り離しに同意をしないと振興策はやらない。このことは皆さんしっかりと覚えていらっしゃるのだと思います。

さて、今、鹿島市がこのようにいろんな産業の面でも落ち込んでいる大きな原因、いろんなことがあります。鹿島市は何もしよらんとか、どうなっやろうかと、いろいろ言われております。確かにそういう不十分な面もたくさんあると私は見えています。しかし、一番根本的な原因は、これまで引き続く自民党による国民無視の政治がここまで鹿島市の情勢を大きく悪化させてきた、それが一番の原因だと私は考えます。

さて、さらに私はこの問題をいろいろ勉強していく中で、委員会その他でいろんなところに参りました。既に第三セクターとして運営をしている阿久根市に３度の訪問をしたわけですが、その実態を十分に見てきました。その中で対応した商工会の役員や議会の関係者から、どのような条件を提示されても絶対にのんではいけない。まちは衰退し負担が残るだけだ。絶対に同意をしてはいけない。強い言葉をいただいてまいりました。そして、その言葉のとおり、私たちが阿久根の駅から役場までバスで移動する中で、その実態を見せていただきました。その状況を見ると「きょうは商店街は休みなんじゃないか」と本当に私は質問をしましたが、そう言わざるを得ないくらいにあのシャッター通りは涙が出るような気がしました。幸い鹿島市ではまだそこまではなっておりませんが、本当にこういう事態を見たときに、このまま行けば大変なことになるということを私は受けとめました。

最初にも申しましたように、今日県が出している振興策はＪＲ切り離しの同意と無関係なものではないということです。私たちはこのところをしっかりととらえていかなければいけないと思います。今回出された請願書はまさにそれが並行されているものだと私は受けとめます。

最後になりますが、鹿島市のこれからの振興策、これはまず、長崎本線を今のまま存続させていくということが第一の大きな問題だと思います。それと同時に、私たちが県や国に頼ることも大事だと思いますが、鹿島市の振興のためにはすべての市民が今の状況の中で、持

っている自分たちのあらゆる知恵と力を出し合って、そして、鹿島市の振興のために立ち上がる時ではないでしょうか。そして、その先頭に市長が立っていただいて、あらゆる市民の意見を十分に取り入れ、市民本位の市政づくりに全力を挙げていただくことをお願いいたしまして、私の討論にしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

私は、この地域振興の請願に賛成の立場から討論をしたいと思います。

この地域振興ということについては、ＪＣからも要望書が出され、商工会議所、ＪＡ、漁協、今やあらゆる団体から何とかしてほしい、活力のある鹿島にしてほしいという要望書が出されております。私の知る限りここまでの要望書は今までかつてなかったような気がいたします。それほど市民の皆様の暮らしぶりが厳しく、先の見えない状態が続いているものと考えざるを得ません。

今、本市の現状というのはどうでしょうか、まさに請願書に記されているとおり極めて厳しい状況ばかりでございます。３月議会の一般質問でも取り上げました、この超高齢化社会、現在４人に１人が６５歳以上と言われております。さらに我々の世代、６５歳以上になったときは３人に１人が６５歳以上という現実が目の前に迫ってきております。また、住みよさランキングでも鹿島市は２００１年２５９位からことしは５９０位、大変な落ち込みようです。当初予算総額でも平成１２年が１４６億円、平成１８年は１００億円です。何回も報告したとおりです。収入となる交付税は１１年度５４億円、１８年度３４億円、約２０億円の減少です。これは財政力の豊かなところはそんなに減っておりません。県からの支出金でも１７年度９８０、０００千円、１８年度が５９０、０００千円、約４億円の減です。さらに合併の破綻による損失は２６０億円、私が何回もこの場で報告したとおりです。また、所得においても農業所得はピークのとき７０億円、そして現在５０億円、もう下げ切っております。また、従事者の方々も本当に高齢化されております。商店街も次から次に活性化のために投入されたけど、売り上げ減は御承知のとおりです。企業誘致に至っても、企業の移転はあるものの雇用増大につながるような企業誘致はここ数年ほとんどされてございません。

今回の議会で申し上げましたとおり、若者たちが働きたくても働けない状況が続いております。今まさに鹿島はそういう状況なのに、鳥栖や伊万里、武雄は次から次へと雇用確保のための企業誘致がされております。さらに、本市と県との関係においても、中山間地の総合整備事業、何人からも県にお願いしていただきたいということが申されました。さらに今後商店街のまちづくり三法においても、県からの力、国等の力、しっかりと連携を図っていただかねばなりません。観光産業についてもそうです。

以上のような観点から、この地域振興のために若者たちがこのふるさとに残れるように施

策をしなければ本市の未来図は全く夢がありません。我々議会はそういう意味で今まさに岐路に立たされている。子や孫たちのために、ふるさと発展のために大局的な視点から県との連携、国とのパイプをしっかりと強くするのが我々の使命であると思います。

議員の皆様方の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

ただいまの中村議員の討論は、この請願書のことに関するということよりもみずからの意見を言われたわけですが、それはそれぞれみずからの意見結構だと思います。出された数字には悪いものを出されましたが、すべてが鹿島市の責任ではない数字もあります。高齢化は鹿島市だけの問題ではありません。財政状況も鹿島市だけの問題でなくて全国的なものとして、これは我々すべての議員、あるいは国民すべてが考えていくべき問題だというふうに解釈をしております。

先ほど指摘の中で、この請願書の論点は地域振興策、長崎本線の経営分離を前提とするのかしないのか、この判断を皆さんにお諮りする請願書だというふうに解釈をいたしますので、その論点一本で皆さん検討をいただいて御判断をお願いしたいと思います。

私は、この振興策はあくまで前提としたものというふうに、何度読み返してもそれしか読むことができませんので、今回の件に関しましては、反対をいたします。

○議長（小池幸照君）

19番谷川清太君。

○19番（谷川清太君）

19番谷川でございます。私は、県南部地域振興の真剣な検討を求める請願に賛成の立場でございます。

請願は先ほど来、委員長からもありますように、総務委員会で可決になっております。これは私は当然だというふうに思います。なぜかと申しますと、請願の内容は今までの経過あるいは現状説明、そういうふうなものが証言の一部にＪＲからの経営分離を前提とするかのような印象を与えるというような御指摘がございます。しかし、全般的な文面の流れ、これは単純に地域振興策の早期検討をお願いしているというふうに思います。

私は県が提示している地域振興策を前提にＪＲの経営分離に賛成でも反対でも現在はありません。まず、あくまでも鹿島が発展するためにはどうすればよいのか、道路も鉄道も地域振興の手段であり方法であるというふうに私は認識をいたしております。したがって、いろんな角度から検討をされて適切な振興の道を模索していただきたいというふうに思っております。

ＪＲの経営分離論はそういう意味で、ひとまず横に置いてでも地域振興策は考えられない

のか、市独自で進められないか、私にはその点がなぜできないのか、この辺を疑問といたしておるところでございます。

私には今の状況はよくわかりませんが、執行部では既にいろいろな模索をされているのではないかと、こういうふうに思います。各市町村ともさまざまな知恵を絞り、創意工夫を凝らしてまちおこしを行っております。鹿島も例外ではなく、従来から発展への努力が積み重ねられてきておると思います。それでも近年は時代の流れというか、地域の変遷を見ると、先行きが心配な、そんな趨勢でないとは言えないような状況にあると思います。

政府の健全財政政策とともに、これからはますます厳しい時代が到来することが予想されます。今、鹿島はＪＲ経営分離反対論が強く叫ばれております。私は県が提示している地域振興策を前提にＪＲの経営分離に賛成しているものではありません。私はＪＲ経営分離反対が何物にもかえがたい鹿島の地域振興策であれば、経営分離反対にもろ手を挙げて賛成をいたします。しかし、他の団体からの地域振興の要望を見ても、決定的な振興策とは考えられていない。それに、私も時代の進展から見て極めて難しい感じがいたしております。地域振興は国、県の支援が必要であるということと言うまでもございません。それ以前の問題として市の自助努力が必要であります。この際、県が提示している地域振興策とは別に市の独自の発展策を検討されてはどうでしょうか。市長が言われるように、鹿島には地域振興の特効薬や起爆剤はないかもしれませんが、しかし、極めて難しい課題であることは間違いはないと思います。

鉄道がなくなると言われるように、このままでは先行き鹿島市は衰退の一途をたどり、それこそなくなってしまうのではないかと心配がされます。ここで市長のアイデアマンの真骨頂を発揮していただいて、起死回生の奥の手を出していただいではどうかと心ひそかに期待をしながら、賛成の討論を終わります。

○議長（小池幸照君）

申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

谷口良隆でございます。ただいまの委員長報告に賛成の立場で本請願に対する賛成討論をいたします。

この請願は、鹿島市の産業経済の低迷及びそこから派生している今日の市人口や若者定着率の低下など、各種の活力を示す統計が軒並み右肩下がりの現状に憂いて、鹿島市を中心とする当佐賀県南西部の振興を願うという一点で提出をされたというふうに聞いております。本議員は、本議会から審査の付託を受けた総務委員会のメンバーの一員として慎重審査に参画をしてまいりました。その中で、特に各委員から懸念材料として出された意見や請願人に

対する質疑は、真に当地域の振興策強化は喫緊の重要課題ではあるが、しかし、新幹線建設に伴うＪＲ長崎本線の経営分離を前提としたものか否かが、言われるように大きな焦点であったわけであります。しかるに疑心暗鬼や予断を入れてみれば言葉じり論になりかねない。だからこそそうした委員の焦点となった懸念材料に対して、請願人は経営分離の是非は別問題として、真に当地域の振興について、この際真摯な協議を深めてほしい。その上で佐賀県の言う経営分離を前提とする、しないを云々する問題については、本市の長期的視野に立った利益判断を主体的にそのもとで行っていただきたいという説明でございます。

こうした機会に、県政面における本市並びに県南西部の活力回復に向けた振興策を論じることが、その結果、議論の行き着く先がどのように決着するにしても、市政を担当する一員としては、当然積極的対応をすべきであります。当事者間で目標が相入れないことはほかにも多くございますが、聞かない、言わない、検討しないという膠着状態は生きた行政として望むべき状況でなく、一般市民や県民から感情的対立ととられる現状は何としてでも打開されるべきであります。基本方針は堅持しつつも、結果が出されるまでの間のプロセスは柔軟で、しかも市民の声に率直であるべきであります。協議イコール分離賛成という仕分け論や、あるいは踏み絵論はこの際議会の中でもやめにして、協議正常化に向けた努力を払っていく、そういう立場ではないかというふうに考えます。

したがって、本請願の趣旨を提出者の説明を交えて委員会として判断ができたということから、賛成をいたしたわけでございます。その経緯を十分議会の皆さん並びに市民の皆さんも御理解をいただいて、賛同をいただければ幸いに存じます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第３号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書に対する委員長報告は採択であります。請願第３号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、請願第３号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第７ 請願第１号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第７．請願第１号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、ＢＳＥの万全な対策を求める」請願書の審議に入ります。

６月２０日の本会議において、産業建設委員会に付託されました請願第１号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、ＢＳＥの万全な対策を求める」請願書について、産業建設委員会

の審査の結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成 18 年 6 月 21 日

鹿島市議会

議長 小 池 幸 照 様

鹿島市議会産業建設委員会

委員長 中 村 雄一郎

産業建設委員会審査報告書

平成18年6月20日の本会議において付託されました請願第1号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願書については、平成18年6月21日の産業建設委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、鹿島市議会会議規則第130条の規定により報告いたします。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長中村雄一郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

産業建設委員会審査報告をいたします。

平成18年6月20日の本会議において付託されました請願第1号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願書については、平成18年6月21日、産業建設委員会を開催して審査を行いました。

食と緑・水を守る佐賀県民会議武雄地区会議事務局の前田さんに説明をしていただき、その後、質疑、討論、採決をいたしました。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしましたので、以上、鹿島市議会会議規則第130条の規定により報告をいたします。

○議長（小池幸照君）

委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第1号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願書に対する委員長報告は採択であります。請願第1号は委員長報告のとおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

日程第8 請願第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8、請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書の審議に入ります。

6月20日の本会議において、文教厚生委員会に付託されました請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について、文教厚生委員会の審査の結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成18年6月21日

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

文教厚生委員会

委員長 森 田 峰 敏

文教厚生委員会審査報告書

平成18年6月20日の本会議において付託されました請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書については、6月21日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長森田峰敏君。

○文教厚生委員長（森田峰敏君）

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

去る6月20日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願については、6月21日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

○議長（小池幸照君）

委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書に対する委員長報告は採択であります。請願第2号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

次に、岩吉泰彦君外3名から、長崎本線がJR九州の経営から分離されることに反対する決議を提出する動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立をいたしております。

日程第9 決議第1号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第9、決議第1号「長崎本線がJR九州の経営から分離されることに反対する決議（案）」の審議に入ります。

お諮りいたします。決議第1号は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、決議第1号は委員会付託を省略することに決しました。

提出者による議案（案）の朗読及び説明を求めます。12番議員岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

12番岩吉泰彦でございます。決議（案）の朗読をする前に、訂正が3カ所ございますから訂正をよろしくお願いいたします。

本文の1行目の「16年3月」を「16年12月」です。3行目の「反対する存続の意見書」とありますけれども、「書」と「を」の間に「等」を入れてください。3行目です。「反対する存続の意見書等を採択し」と。もう一つは4行目、3行目から行きます「内閣総理大臣及び佐賀県知事に対して意見書の」とありますけれども、ここにまた「等」を挿入してください。「意見書等の提出を行った」、以上3点を訂正方よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、

決議第1号

長崎本線がＪＲ九州の経営から分離されることに反対する決議(案)

鹿島市議会では、平成4年9月、8年12月および16年12月議会において全議員の提案により長崎本線がＪＲ九州の経営から分離されることに反対する存続の意見書等を採択し、内閣総理大臣および佐賀県知事に対して意見書等の提出を行った。ＪＲ長崎本線は、九州新幹線長崎ルート建設の条件として、並行在来線と位置づけられ肥前山口～諫早間がＪＲ九州の経営から切り離されようとしているが、我々にとって長崎本線は、先人が苦勞して建設し残してくれた大事な財産であり、永年子どもたちの通学の足として又、住民生活の足として親しまれてきた。歴史、文化、経済的背景が違ふ場所を通る新幹線建設のため犠牲となり、ゆくゆくは廃線に追い込まれる可能性のある肥前山口～諫早間のＪＲ九州からの経営分離には、到底納得できるものではない。

我々も、西九州の一員として共に発展する権利を有しており、改めて『長崎本線がＪＲ九州の経営から分離されることに反対する』ことを決議する。

平成18年6月23日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣	小泉純一郎様
国土交通大臣	北側一雄様
佐賀県知事	古川康様
九州旅客鉄道㈱代表取締役社長	石原進様

以上、決議(案)を提出する。

平成18年6月23日

提出者	鹿島市議会議員	岩吉泰彦
〃	〃	中島邦保
〃	〃	中村雄一郎
〃	〃	福井正

鹿島市議会議長 小池幸照様

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

提出者にお尋ねをいたします。谷口良隆でございます。

本決議につきましては、この文案の冒頭にも書いてありますとおり過去3回の決議なり意

見書採択をしてきたという経緯があります。すべて全会一致でできておるというふうに思うわけです。しかも、一番近いのは平成16年12月ということで、まだ1年余りたった程度ぐらい、1年半ぐらいですかね、という段階でございます。あえて今議会に同様の決議を出された理由というのが別にあるんですか。

○議長（小池幸照君）

提出者岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

別にこれといったものはございませんけど、だけど、先日、谷口議員一般質問の中で、全議員、鹿島市民は経営分離には全部反対だということをこの席で発言されておられます。その確認と申しますか、確認と言うと失礼な話ですけど、谷口議員どうのこうのじゃなくてですね、一応、先ほど申しました平成4年9月、8年12月、16年12月と過去3回議員の全会一致で態度を示してきましたけど、それをまた再確認ということをしていただきたいなと思ひまして、私提案をいたしました。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

再確認ということでございますが、本議員も一般質問での発言、一問一答に入ってから市長がそれをとらえて、じゃあ、この際市議会で議論を深めてくださいという流れから来たのかなという今の質問、答弁でね、そういうふうな気もいたしておりますが、議会での1案件に対する意見集約というのを、一事不再議の原則からすれば1年経過をしていますから、一事不再議には該当しないと言えられないことなんでしょうけど、少なくとも本議員が考えてですよ、きょうこのくだりを書かれておられる点に異議を挟むものは一つもないんですよ。ただね、屋上屋をそんなに重ねて議会の議決とかいうその重みですよ。1年半前に同じことをやっとしてですよ、この屋上屋を重ねるという、じゃあ1年半前と、そんなら毎年確認しよらんといかんのかという議会の重み。それからいま一つは、伝えられるところによると、賛成いたしかねるという方がいらっしゃるかも知れない。となった場合はですよ、全会一致の1年半前の決議と今回の賛成多数になった場合のこの重みというのは全然違ってくると思うんですよ。市民に対する説得性含めてですね、そういうふうなものは想定をされておるんですか。大変そういったところは政治的判断をしなければならんわけで、衝動的にやるべきことじゃないと思うんですね。そういうふうには私は思いますので、お答えください。

○議長（小池幸照君）

提出者岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

衝動的という言葉が使われましたですけれども、非常に憤慨をいたします。

私は、この提案をいたしましたのは、先ほども申しましたように、全議員が今まで全会一致で態度を示してきました。それを再確認するために、まだ鹿島市議会はこの件については断固として考えは一つだということをまた示したいという気持ちから提案をいたしました。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

いや、私は衝動的という感覚はやっぱり否めないものがあるんですよ、これを出されるというのを聞いたときに。というのが、今言いますように、3度も同様の決議をして1年半前に一番新しいのをやっとなると。今回は、じゃあ、全会一致の見通しが政治的に立ってされておるのかというのは、やっぱりね、見通しの立たないままやられるというのは、やっぱり意見書とか決議というのは1票でも多いから賛成多数だったという、その重さ、軽さというのがあると思うんです。そういった点ではね、衝動的という表現が私は当たっているから、そういうふうに言っとるんですよ。それ見通しあるんですか、そこを言っとるんですよ。

○議長（小池幸照君）

提出者岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

先ほど、1回目の質問のときに答弁の中で私申し上げてきました。16番議員谷口議員、一般質問の中で鹿島市民、議会は全部、これに対しては、経営分離に対しては反対だということで発言をなさっております。それにつきまして私は自信を持って、これをまた再度確認と言ったならば、またこれでやりとりしなきゃいけないですけど、再度提出いたしましたのは、鹿島市議会は長崎本線経営分離には反対だという一枚岩だということを示したく提議をいたしました。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

基本的にJRの長崎本線が新幹線の建設にバッティングさせられて並行在来線かどうかと、地理的にもですよ、そういう関係のものを複線化の検討の余地もまだあると、そういうふうな議論を残したまま強行されようということに対して、こういう状態であってですよ、その犠牲になるのを賛成の方で手を挙げる人は1人もおりませんよ。そういうことを私は言っておるんです。だから、全部がそうならばもう一遍出すんだと、そうした決議の出し方ですよ、問題は。屋上屋を重ねると。そんなことをせないかん時期なのかと。しかも、その見通しが立つとるのかと。私はそういった意味では適切な出し方ではないというふうに思います。

本来ならば、ここに提出をされております提出者と一般の案件とは違うと思います、こう

いったものは。三方の賛同者の申し合わせで出されたことだと思いますが、少なくともきょうも全員協議会が開かれております。事前に申し合わせをして、こうしたすり合わせのもとで全会一致のできる条件を探るべきだと、そういう手続もあっていません。その手法に私は非常にやっぱり問題性を感じとるんです。そこを聞いとるんです。

○議長（小池幸照君）

提出者岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

その手続の問題とか、テクニックの問題を言われましたですけど、私はこれでいいと思って提出をいたしました。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。決議第1号 長崎本線がＪＲ九州の経営から分離されることに反対する決議（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、決議第1号は提案のとおり可決されました。

ここで、意見書等3件出ておりますので、日程に追加をいたしますので、暫時休憩をいたします。10分ほどちょっと休憩いたします。

午後5時13分 休憩

午後5時22分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

お諮りをいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、中村雄一郎君外6名から、意見書第3号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、ＢＳＥの万全な対策を求める」意見書（案）、森田峰敏君外5名から、意見書第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）、中村雄一郎君外6名から、意見書第5号 ＷＴＯ農業交渉に関する意見書（案）が提出されましたので、この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号から意見書第5号までの3件は日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第3号から意見書第5号までの3件は、会議規則第36条第2項の規定より、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号から意見書第5号までの3件は、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第10 意見書第3号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第10. 意見書第3号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。11番議員寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

意見書第3号、読み上げて提案といたします。

意見書第3号

「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書（案）

日本政府は、昨年12月12日に、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し、輸入が始まった。しかし、1月20日にアメリカから輸入された牛肉にSRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見され、輸入停止となっている。極めてずさんな輸入に対して強く抗議するとともに、その責任を明確にすることが必要である。

米国等のBSE対策については、①と畜される牛で、BSE検査を行っているのは極めて少ないこと、②生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定では誤差を生じさせること、③特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30ヶ月齢以上の牛に限られていること、④米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通させていることから、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、給餌時に誤って牛に与える危険性があることなど、日本に比べてBSE対策は極めて不十分なものとなっている。

このようななかで、輸入再開を拙速に決定しようとする政府の責任は大変重いものがあり、私たちは、米国産牛肉の拙速な輸入再々開を行わないことや国民の食の安全を守るため、下記のとおりBSEへの万全な対策を求める。

記

- 1 アメリカ・カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。その際には日本で実施されている B S E 対策の、「全頭検査」、「トレーサビリティ」、「全頭からの S R M の除去」、「肉骨粉の禁止」を基準に評価すること。
- 2 輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。
- 3 消費者の選択権を確保し食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食、中食、加工品等すべてに原料原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣	小泉純一郎様
厚生労働大臣	川崎二郎様
農林水産大臣	中川昭一様
食品安全担当大臣	松田岩夫様

以上、意見書（案）を提出する。

平成18年6月23日

提出者	鹿島市議会議員	中村雄一郎
	〃	寺山富子
	〃	徳村博紀
	〃	岩吉泰彦
	〃	青木幸平
	〃	中村清
	〃	中島邦保

鹿島市議会議長 小池幸照様

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第3号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第3号は提案のとおり可決されました。

日程第11 意見書第4号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 意見書第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。5番議員橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

意見書第4号

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）

1985年度国家予算編成期より、毎年、見直し・削減の俎上に登ってきた「義務教育費国庫負担制度」については、佐賀県議会をはじめとする多くの地方議会からの声に2006年度国家予算においても制度の根幹は堅持された。

周知のとおり、義務教育費国庫負担制度は、憲法・教育基本法で保障する「義務教育費無償の原則」や「教育の機会均等・水準の維持向上」を具体化する現行教育制度の重要な根幹をなす制度として、人材育成には不可欠のものである。

税源移譲策としての義務教育費国庫負担金一般財源化は、地方分権確立よりも財政状況の差を教育の面において顕在化させることを惹起しかねない。実際、国の負担割合を二分の一から三分の一へと減額した今年度は、地方の負担分が増加し、財政が圧迫されていることは明らかである。

教育の質的向上が望まれ、各地方自治体が独自の教育施策を実践している今日、義務教育費国庫負担制度の廃止は保護者・地域住民の望みに逆行すると共に、憲法が保障する「教育の機会均等・水準の維持向上」を阻害する要因となるものである。

よって、本議会は政府に対し、「義務教育費国庫負担制度」の本来の趣旨に則り、本制度の堅持および義務教育費に係る財源確保を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様
財 務 大 臣 谷 垣 禎 一 様
総 務 大 臣 竹 中 平 蔵 様
文部科学大臣 小 坂 憲 次 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成18年 6 月23日

提出者	鹿島市議会議員	
	森 田 峰 敏	
〃	〃	橋 爪 敏
〃	〃	福 井 正
〃	〃	井 手 常 道
〃	〃	松 尾 征 子
〃	〃	吉 田 正 明

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第4号は提案のとおり可決されました。

日程第12 意見書第5号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第12. 意見書第5号 WTO農業交渉に関する意見書（案）についての審

議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。7番議員中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

意見書第5号を提案いたします。

意見書第5号

WTO農業交渉に関する意見書（案）

2006年4月末の農業モダリティー確立を目指したWTO交渉はカンクン閣僚会合、香港閣僚会合に続きまたもや断念に追い込まれた。しかしながら、その後集中的な交渉が行なわれた結果、2006年中のドーハラウンド終結を目指し、6月末までに閣僚会合を開きモダリティー確立の合意にむけた交渉は大きな山場を迎えている。

日本の食糧自給率は40%と低く国民の食料の大半を海外に依存している中で、農業生産と食料自給率を根底から揺るがす最重要課題である「上限関税」問題や「重要品目」の取扱いが国民の命と健康、暮らしに直結する問題である。これを安易に受け入れることは主食の米などの穀物をはじめとして食料輸入量の増加を招き、食料自給率は一層低下するばかりでなく、農業と農村が疲弊し水資源の涵養、環境の保全などに著しい支障が生じるなど地域経済・社会に甚大な影響を及ぼすことは必至である。

よって、国においては、WTO農業交渉閣僚会合に向け世界各国の多様な農業の持続的発展という理念を基本に多様な農業の共存と食料安全保障の確保が図られるよう下記により強く要望する。

記

1. 農業の多面的機能など非貿易的関心事項を具体的に反映したモダリティーを確立し、消費者へ安全・安心な農産物の供給を将来にわたって可能にすること。
2. 発展途上国の都市と農村の貧困を直視したモダリティーを確立し、すべての国の農業の共存を可能とすること。
3. 各国が抱えるセンシティブ品目の国境措置に関して柔軟な取扱いを認めるとともに、上限関税の導入を断固阻止し、輸入国の懸念に十分配慮した農産物貿易ルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇千景様

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様
農林水産大臣 中 川 昭 一 様
外 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成18年 6 月23日

提出者	鹿島市議会議員	中 村 雄一郎
	〃	寺 山 富 子
	〃	徳 村 博 紀
	〃	岩 吉 泰 彦
	〃	青 木 幸 平
	〃	中 村 清
	〃	中 島 邦 保

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第5号 WTO農業交渉に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第5号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 5 時38分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長

小 池 幸 照

会議録署名議員

13番

井 手 常 道

同 上

14番

青 木 幸 平

同 上

15番

中 村 清